

令和4年3月 第1回佐々町議会定例会 会議録（2日目）

1. 招集年月日 令和4年3月8日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和4年3月9日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事兼 総務課長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君	税 務 課 長	藤永尊生君
住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	水本淳一君	建 設 課 長	山村輝明君
産業経済課長	金子剛君	水道課長	安達伸男君	会 計 管 理 者	大平弘明君
教 育 次 長	井手守道君	農業委員会事務局長	橋川貴月君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	山下慶君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

(1) 8番 橋本 義雄 議員

日程第3 議案第1号 専決処分した事件の承認を求める件  
(令和3年度 佐々町一般会計補正予算（第14号）)

日程第4 議案第2号 専決処分した事件の承認を求める件  
(令和3年度 佐々町一般会計補正予算（第15号）)

- 日程第5 議案第3号 専決処分した事件の承認を求める件  
(令和3年度 佐々町一般会計補正予算(第16号))
- 日程第6 議案第4号 佐々町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例廃止の件
- 日程第7 議案第5号 佐々町広報無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正の件
- 日程第8 議案第6号 佐々町生業資金貸付条例廃止の件
- 日程第9 議案第7号 佐々町健康センター設置条例廃止の件
- 日程第10 議案第8号 佐々町技能訓練センター条例廃止の件
- 日程第11 議案第9号 水田農業確立推進事業基金条例廃止の件
- 日程第12 議案第10号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件
- 日程第13 議案第11号 佐々町国民健康保険診療所条例の一部改正の件
- 日程第14 議案第12号 課の設置に関する条例等の一部改正の件
- 日程第15 議案第13号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件
- 日程第16 議案第14号 佐々町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件
- 日程第17 議案第15号 佐々町消防団設置条例の全部改正の件
- 日程第18 議案第16号 行政手続における押印の廃止のための関係条例の整備に関する条例制定の件
- 日程第19 議案第17号 佐々町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定の件
- 日程第20 議案第18号 佐々町財政状況の公表に関する条例制定の件
- 日程第21 議案第19号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件
- 日程第22 議案第20号 佐々町特定個人情報保護条例の一部改正の件
- 日程第23 議案第21号 佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
- 日程第24 議案第22号 佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

## 9. 審議の経過

(10時00分 開議)

### — 開議 —

議長(淡田 邦夫 君)

おはようございます。

本日は、令和4年3月第1回佐々町議会定例会本会議の2日目です。

本日の出席議員は、全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

### — 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長(淡田 邦夫 君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、2番、川副剛君、3番、横田博茂君を指名します。

— 日程第2 一般質問（橋本 義雄 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。  
それでは、質問通告書の順に発言を許可します。  
一問一答方式により、8番、橋本義雄議員の発言を許可します。  
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

それでは、議長のお許しが出ましたので、通告書に基づき一般質問に入らせていただきます。

今回は、町道管理について、地域資源を生かした観光資源の推進について、3大花祭りについての3問を議題といたします。

まずはじめに、町道を巡視していると、やはり同じところが舗装の傷みが多いようです。例えば、八口川添線です。八口川添線の先は佐世保市になっております。そして、最近、妙観寺トンネルから来る車、上る車、かなり多い量になっております。そして、佐世保市のほうではそういうことで道路の整備をされております。側溝整備もされております。しかしながら、トンネルから下ってきて佐々町に入ると、舗装が修繕はしてるわけですが穴ぼこだらけです。チャットカットと言いますか、そういった、昔はそう言っていましたけれども、そういった合材で補修はしていますけれども、神田線に出るまでに30か所ぐらいは増えていると思います。そういうことで、そういったところの補修の計画はなされているのか、お伺いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

10か所も穴がほげているという、そこら辺はちょっと担当課のほうがよく調査していただきたいと思いますが、これは、担当課のほうがよく現場は見て分かってると思うんですけど、10か所もほげてるというのがちょっと私にも理解はできないわけですが、本町の補修の計画につきましては、町道の全路線の舗装って劣化状況のほうを平成30年度に調査をいたしまして、長寿命化とか、それから道路の維持の補修のライフサイクルコンサルタントの舗装の中の、舗装を目的に、舗装の個別の施策の施設計画を今、作っているわけですが、その調査結果を基に劣化状況を勘案しながら、舗装の計画を策定しております、限られた予算の中で順次、補修を行っているという状況でございます、議員の御指摘の、その吉井寄りの行政境の傷みがひどいということでございますが、それにつきましては担当課のほうにも調査をさせていただいて、早急にそんなにやはり傷んでいる箇所があれば補修を予定をさせていただきますと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

穴のほげてるじゃない、穴のほげたあとの補修をしている箇所が多いということですね。  
そういうことで、そういったのはもう全面的に舗装をし直さんばいかんちゃんかなとかということで、私はそこを見てもみますと10年以上になりますね、そういう状況でそのままほつたら

かしにされてるところです。

そして、佐世保市もそれを、トンネルに行く車が多いということでしょう。ちゃんと舗装、側溝を整備しながら道路を整備しておられますので、今回、そのように佐々町側も舗装をしてもらえればということをお願いしているんですけども、どうでしょうかね。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

すみません、議員御指摘の吉井との町境付近の八口川添線ですけども、傷みがひどく補修が必要とは考えております。傷みがひどい箇所につきましては、議員がおっしゃいましたように簡易的な補修は随時行っているところでございます。令和3年度に当該路線の舗装の劣化状況の調査を行いまして、先ほどの計画では令和5年度に補修をしたいと考えております。補修を予定しております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

それでは、5年までは穴ぼこを塞いで、それで耐えるということですかね。せっかく佐世保市のほうが補修をしてきておりますので、できたらそれに合わせて補修をしてもらえばと思います。そこの交通事情ちゅうのもありまして、かなり多いです。ですから、当然、神田線、神田線ちゅうと、もう佐々から吉井の境までですけども、それについても非常に車が多くなってきております。ですから、そういったことで点検をして、そういった道路補修については見直しの計画を立ててもらえばというふうに思います。

そういうことで、次に移ります。

ガードレールについてであります。最近、赤さびをしたガードレールが特に目立ちます。それは、耐用年数というのはガードレールはあるんですかね。そういうときにはいつ補修をするのか、そのまま置いとっていいのか、そこちょっとお聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

すみません、ガードレールにつきまして、議員御指摘のとおり真っ赤になっているガードレールが町内に散見されております。耐用年数についてですが、メーカーにちょっと確認をしてみたんですけども、耐用年数はないようでございます。しかしながら、設置箇所によっては環境等の条件により、さび等が発生している箇所も見受けられます。点検を行いまして、さび等の状況によっては強度が低下していることも考えられますので、通行車両の安全確保のため、限られた予算の中で緊急性の高い箇所から取り替えや塗装を実施することが必要だと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

やはり道路というのは、ガードレールがもうなくてはならないものでございますので、先ほど課長が言いよられたように、点検をしながら替えるところは替えていくというふうにしてもらえばと思うんですけど、やはり中山間とかそういったところの傷みというのがひどいようでございますので、安全で走られるようなガードレールの点検、修理、補修をしてもらえばと思います。

それで、次に移ります。

町道沿いを、もう落石防止を柵を設置したところは、やはり中山間の町道を通って、中山間を通ってる町道ちゅうのがかなりいろいろ柵をしておられます。例えば、ガードレールで保護しながら土留めをしたり、落石防止をしたりしたところがたくさんあります。しかしながら、木柵でそこに設置をしてるところもあります。それは神田線のイタチ山です。イタチ山付近です。その付近は、神田沿いはちゃんと設置をしておられます、ありますね、土留めをちゃんとコンクリートでしてフェンスをしておられます。また、栗林側もフェンスをしておられます。ところが真ん中だけ、真ん中だけは板で木柵をしてるんですよ、木柵でしてるんですよ。それがもう腐れかけて、土留めにまた落石防止にはならない状況になつてきます。そういうところで、そういったこの設置をする計画はあるのかどうかを確かめ、お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

イタチ山の木柵による応急的なこの落石防止柵はやってるわけでございまして、やはり平成27年度に防護柵を設置いたしまして、現在6年が経過しているわけでございます。

しかしながら、今、議員が御指摘されているとおり、木が腐食しているということでございますので、これ、一部は去年ですか、道路の維持班で一部補修を行っておりますが、やはり状況を確認しながら補修を行わなければならないと考えています。

しかしながら、現状、佐々町内には応急的な防護柵したところが18か所ぐらいあるんですよ。それで全体的に予算を考えながらやらなきゃいけないということでございますし、それから交通量もやはり考慮しながらやらなきゃならないと、限られた予算の中でやはり計画的に国の補助金等を活用しながらやっていかなきゃならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

国の制度を生かしながらということでございますが、やはり交通量のことも言われました。かなり交通量は神田は多いですよ。ですから、補修をしながら、また板で補修をしても何年後にはまた取り替えせんばいかんということでございますので、国の予算があろうかと思いますが、そういった計画も交通量の多いところから補修をしていくというふうにしてもらえばいいと思います。

それで、先ほど言いました中山間については、土留めはちゃんとガードレールでしてるから

いいんですけども、それを止めてるのは木の杭なんですね。ですから、木の杭で止めてるところは木が腐れれば崩れます。だから、先ほど町長が言われた何か所、18か所ですか、16か所ですか、そういうところも点検をしていかないと、腐れた木は土留めにならない状況になってきますので。何か所かありました。江里線、それから大茂線、そして牟田原線、そして夜萩線はもう石は片付けてない状況のところもありました。

そういうことで、中山間のそういうところから災害が起きて、修理をせんばいかん状況になりますので、中山間、そしてそういったところは年に1回ぐらいは点検をして安全に通られるような町道としてやってもらえればと思いますが、どうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

まずは町内で把握しております18か所の箇所につきましては、定期的に点検を実施して、腐ってないか等の確認を随時やっていきたいと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

そういうふうをお願いをしたいと思います。

それから、次に移ります。

地域資源を生かした観光資源の推進ということで、今、観光・地域交流の拠点として佐々駅舎を改修し、観光交流センター（仮称）ができています。今、新型コロナウイルス感染症の中で、やはり観光というのは自然を生かした観光を考えていかなければいけないということで、せっかく観光交流センター（仮称）ができたんですから、一つないと観光のスポットを作ったらどうかというところで質問をします。

昨年の9月に真竹谷のところで、県の事業で整備されたところがありますから、せっかくでするので、何か生かすことはできないかという質問をいたしました。その答えとして町長は、観光資源につながるということで、活用については十分考えたいと思っていますということを言われましたので、ちょっと考えてきました。町長、よかですか。そういうことで、そこに桜と、それと紅葉と一度に楽しめる場所を作ったらどうかと思います。あそこ300メートル近くありますが、どうせ草払いをするんですからもみじとそれと四季桜か、富士桜か、それを植えることによって同時に楽しめる場所にしたらどうかということなんですよ。どうでしょうかね。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

この前質問がありまして、真竹谷の小川の整備とか歩道、県のほうでしていただきまして、観光スポットということで御質問いただき、答弁をさせていただいているわけですが、真竹谷の広場の上に平成25年に県の環境防災の林業整備事業ということで、砂防ダムが整備されまして、あわせて景観整備ということで、今、御質問があったように歩道とか木柵を整備されているわけですが、

広場のしだれ桜の開花時には、多くの方が訪れられまして、古川岳の散策する際にはそこを通る機会があるわけでございますけど、真竹谷の自然を感じる場所ということになっているわけでございます。

年間を通じて観光に結びつけようということで、現地には紅葉の木も植えているわけでございますけど、なかなか根づいたものが少ないということで、人を寄せる資源というのは、今、なかなか厳しいのではないかと考えているわけでございまして、観光に結びつける植物等の栽培の管理とか、なかなか厳しいものがあるわけでございますけど、300メートル程度の歩道にはもみじとか桜を植栽するなど、検討をしてみたいと、今後、考えなければならぬんじゃないかと思っています。

次に、古川の遊歩道については、やはり景観が、木々が成長しておいて、なかなか見えづらくなっているのではないかとということで、伐採の話があったものですから、伐採についてはやはり地元の所有者の理解をいただかなければならないということで、これもなかなか難しいということで、遊歩道の通行に支障のない箇所については対処をしていきたいと考えているわけでございます。

この際の対応としまして、担当課におきまして支障があった木の枝とか、草等が除去をしたものですが、やはり樹木の伐採までは行えなかったということで、枝打ちだけは行っているということでございました。遊歩道は約3キロあるものですから、全てに手が行き届いていないということが現状でございますので、やはり要所における整備というのは行わなければならないんじゃないかと思っています。

今後、少しでもこの地域資源を生かしたということで、やはり自然を愛すると言いますか、自然を環境を大事にするということ、大変大事でございますので、そこら辺を中心に担当課とも協議をしながらやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

そういった桜と、それともみじを植えて紅葉と両方一緒に楽しめる場所っちゃうのが京都、それから愛知、埼玉あたりで大きな公園があるわけですよ。そしてにぎわいしております。そういうことで、小さな場所ですけども、それをすることによって、また古川岳の観光も生きてくるわけですね。それを見ながら登って、そして、佐々町のそこに移ってる景色がみんな見えると、そういうつながりをしたらどうかなということで、私は提案をしてるわけです。

そういうことで、今、コロナ禍で、やはりそういった山登りって言いますか、散策のブームって言いますか、そういったものが今出てきております。ですから、それに乗っかって、それと駅舎改修でせつかく観光交流センター（仮称）ができていますから、それを伸ばそうとする、それが一番いいんじゃないか、また作ってあるものを生かす、そのためにそんなにかからないと思うんですよ。ただ植えるだけです。管理はどうしても草刈りはせんばならんとですから、そこんところをちょっと考えてもらえばと思うんですけど、どうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
産業経済課長。

産業経済課長（金子 剛 君）

今の議員のおっしゃるとおり、植栽についてですが、これは平成25年に県の森林整備事業の

中で整備が行われまして、もみじとかツツジですね、そういったもの、植栽がされたということでございますけども、その折に、植栽の折に根元に肥料等を入れられたんですが、そのときにイノシシの被害等でこれが枯れたということを知っております。なので、今後、植栽等整備するのであれば、あとの維持管理、ワイヤーメッシュを周りに張るとか、そういった維持管理が必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、古川の遊歩道につきましても、前回は確認はいたしておりますが、今回も再度、遊歩道の確認をして検討をしてみたいと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

イノシシの被害について、今、言われましたが、これはしだれ桜のところもそうなんですよ。もうイノシシが掘って、ほじくらかすような毎年状況にありますので、そこを含めたイノシシ対策ですたいね、それをしていけばと思います。無理には言いませんけども、そういった観光のスポットも一つぐらいは作っていかなくちゃいけないんじゃないかなということです。

それと、まだ生かされていないという古川の遊歩道ですね。産業経済課長は知ってますよね、全部歩いたことがありますからね。そういうことで、歩けるだけの整備はちゃんとしてあるんですよ。そしたらさっき町長が言われた伐採をして、そしてあそこには地蔵さんが何本ありますので、そういった観光に結びつける努力をしてもらって、整備をしてもらえたらということで、この質問を終わります。

次の質問に移ります。

3大花祭りについてであります。5日、6日にシロウオ体験と河津桜を多くの方が見に来られました。商工会、また産業経済課におかれましては大変お疲れさまでした。本当にいい祭りができたんじゃないかなと、桜も満開になっていますし、それから菜の花、それからシロウオ体験、そして今年はアイデアでボートまで浮かべました。そしてお客様がもうコロナにも関わらず、切れ目のないお客さんで喜ばれておりました。

その中で、シロウオ体験、その桜を見た帰りがけに、シロウオを見て、もう本当に興味深い人がたくさんおられまして、シロウオをすくう人が説明をして、本当に喜んで帰られたことを見ております。そうした小さな親切が来年につながっていくんじゃないかということで、桜も手入れせんばいかんとですけど、まず、そういう形の中で、桜は今から花を散らせて、そして来年に向けて一生懸命葉をつけ、木を太らせてやるわけです。そしたら管理者はそれに沿って管理をすべきじゃないかなということで、ここに付けてるんですけども、とにかく桜をもう咲いたあとにはお礼肥えをやるとか、そしてその中に何回かは草刈りをすると、そして花芽の9月の花芽まではちゃんとしてやらないと花芽が少なくなりますので、そういうことで、祭りの費用は産業経済課がもっていますけど、桜、菖蒲の管理については、桜でどのくらいいつているのか、それから菖蒲でどのくらいしてるのかということなんですよ。そうすることで、ちゃんとした管理の計画を立てて、それに対する予算を組んで、そしてやったらどうかなということですけども、どんなでしょうかね。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。



町 長（古庄 剛 君）

議員もご存じのとおり桜については、令和2年度から年次計画を立てて計画的に桜の樹勢回復の業務としまして、委託業者に言って桜の病気とかの治療等を今、行わせているところでございます。

また菖蒲の管理については、現在、道路維持の補修班を中心に、シルバーにも委託を行いながら年間を通して管理をしているところでございます。

私も先週の土曜日に佐々川の河川敷きを歩きました。大変多くの方が来ていらっしやいまして、車も止めるところがなかなかなかったということでお話をお聞きしましたが、やはり河津桜を見に多くの方がみえて、我々も大変嬉しかったと思っております。

住民の方に満足していただけるような、試行錯誤しながら、こういう、両方とも管理を行っていただくわけですが、やはり公共施設の維持管理費等もありますので、桜、菖蒲だけの維持管理に行き届かなかった部分もあるわけですが、なかなかここだけっていうことがなかなかできないわけでございます。

ですけど、今後やはりいろんなことでやりながら、最低限の整理って言いますか、そういうことはやっていかなければならないと思いますし、それから花とかなんかも継続的な手入れが必要でありますので、やはりこの専門知識がなかなかないわけでございますので、そういうマニュアル等も整理しながらやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

いろいろと整備をしていくということですが、桜については、まだまだその桜堤じゃなくても小浦の訓練校の裏の桜もあるわけですね。そして、そこを今年も見てみたら、非常にきれいに咲いておりました。そこも観光につなげることをしていったらどうかと思うんですよ。今、施設が沢山ありますね。そしてコロナ禍で外出できない状況にあると思うんですけども、そういったときにでも車でずっと散策されるわけですね。桜を見られるわけですから、そういうことも生かしながら、やってもらいたい。そしてその桜についても、やはりちゃんとした宣伝をすれば多くの方が来られると思います。そして、あそこは桜堤よりか、早く咲くわけですね。ですから、あそこにも祭りの感覚を持たせれば、あそこにはアリアケジャパン、それから佐々木冷菓がありますので、業者も含めた中で祭りごとを考えていけばと思うんですけど、どがんですかね。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（金子 剛 君）

維持管理等も含めながら今後、ちょっと検討していきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

**8 番（橋本 義雄 君）**

何かもぞもぞと、何かやる気のないような返事がありましたけど。やっぱりやる気なんですよ。これがせんばって言えばそういうふうにならないうちにみんな、そして役場でできないところは民間の力を借りればいいじゃないですか。地域の力を借りて、そして盛り上げていくと。それが祭りごとじゃないですかね。そういうことで、私はそういった生かされてない今の状況を生かしていく。それが今度できた観光交流センター（仮称）の役目でもありますからね。

そういったことで皆さんが、例えばこの前の桜、シロウオ体験と河津桜に、ここに前におらす人はほとんど行っておられると思うんですよ。それがチームワークとして、力として産業経済課、商工会が元気がでるものになりますからね。そういうことを含めて、これから観光交流センター（仮称）も生かしながら、ますます佐々町が観光に目覚めることを期待をいたしまして、これで終わります。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

以上で、8番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。  
しばらく休憩します。

（10時34分 休憩）

（10時57分 再開）

— 日程第3 議案第1号 専決処分した事件の承認を求める件  
（令和3年度 佐々町一般会計補正予算（第14号）） —

**議 長（淡田 邦夫 君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

日程第3、議案第1号 専決処分した事件の承認を求める件（令和3年度佐々町一般会計補正予算（第14号））を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

（議案第1号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

企画財政課長。

**企画財政課長（藤永 大治 君）**

次のページをお願いいたします。

令和3年度佐々町一般会計補正予算（第14号）。

令和3年度佐々町の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,323万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億2,088万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和3年12月27日専決。佐々町長。

1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。14款国庫支出金、補正額1億9,323万3,000円、計14億3,394万6,000円。2項国庫補助金、補正額1億9,323万3,000円、計6億9,611万2,000円。歳入合計、補正額1億9,323万3,000円、計74億2,088万3,000円。

歳出。2款総務費、補正額138万6,000円、計7億4,504万6,000円。1項総務管理費、補正額138万6,000円、計5億9,469万7,000円。

3款民生費、補正額1億9,184万7,000円、計24億9,527万7,000円。1項社会福祉費、補正額1億9,184万7,000円、計9億9,530万2,000円。歳出合計、補正額1億9,323万3,000円、計74億2,088万3,000円。

2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては、割愛をさせていただきます。

3ページ、4ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によります生活、暮らしへの支援ということで、国の事業ではありますけれども、住民税非課税世帯と住民税非課税世帯相当にあると認められる家計急変世帯に、1世帯当たり10万円を給付する事業の予算となっております。

これにつきましては、早期に準備を行い、速やかにその給付手続きを行うため、12月27日で専決処分をさせていただきます。

以上、よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

今回の専決のそのものに異議があるわけではないのですが、この明細を見る中で、歳出のところで電算のソフトメンテナンス料が138万6,000円というふうに上げられてあるわけですが、内容的には私たちが見て毎回こんなに費用がかかるものだろうかというふうに思うわけです。

実際に、確かに金額は1億9,000万円ですから、そんなに少ない金額ではないですが、金額はね。ただ、システムとしてはそんなに難しいものではないんじゃないだろうかということをおもいますから、なぜこんなふうにソフトメンテナンス料高くなるのかということについて、分かる範囲で御説明いただければというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

すみません。ソフトメンテナンス料の金額についての御質問でございますけど、これにつき

ましては、全国一律に改正がなされていて、当然うちのベンダーの契約している自治体も、あわせてこのような金額になっていると思いますので、その部分につきましては同時にやりますので、そのベンダーが受け持っている自治体の規模等に応じて、このような形で見積りが出て歳出されているものですから、この高いか安いという部分につきましては、非常に難しゅうございます。明確な答えというのなかなか難しゅうございますので、ここにつきましては、今後さらに研究を深めていく必要があるのかなと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

ちょっと私も用語的によく理解できないところがあるんですけども、そのベンダーという用語と、それから今お話の中で、各自治体の規模ごとにその金額が違くと。要するに言い換えると、例えば今回の非課税世帯への特別給付金の額が大きいところは、このメンテナンス料も高いと、そういうふうな要するに事業額に応じた、そういうシステムの変更があるか、料金が設定されているのか。

そこら辺のところ、例えば長崎市と佐々町だったら、長崎市が多いんだろうと漠然と分かりますけれども、なぜ多いのかというところが、要するに技術的なところで考えると、手だてというのは対して変わらんような気がするわけで、システムとしてはね。それがなぜそんなに大きく違うんだろうということが、一つの疑問としてあります。

なぜ、要するにそういうふうな事業の規模ごとにその契約がなっているというふうに理解したらいいわけですか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

自治体の数で割り戻して、基本的な部分はその部分の基礎額的なもので整理されていると思います。当然、ただ佐々町の規模とほかの自治体の大きな自治体の規模とは、やはり作業数が違ってまいりますので、そこは若干違うということで御理解いただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
ほかに質疑はありませんか。  
6番。

6 番（阿部 豊 君）

せつかくですので、負補交の住民税非課税世帯等の内数として、非課税世帯が何世帯で、それに含まれて等の世帯が何世帯ほどで、現在の進捗状況はどのような状況かの説明を頂ければと、お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

その18節の負補交のところですけども、全体は1,900世帯を見込んでおりまして、うち家計

急変世帯を100世帯ということで、いわゆる1,800世帯と100世帯というふうに予算の計上をさせていただいております。

町長報告の中で、行政報告として報告させていただいておりますけれども、3月末までに約1,100件程度の執行を見込んでおまして、3月のすみません、今度の補正予算にも上がってまいりますけれども、800件程度を繰越しというふうな見込みを立てております。

現時点での家計急変世帯の申請はまだ上がってきておりませんが、今後出てくることも想定されるというところがございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第1号 専決処分した事件の承認を求める件（令和3年度佐々町一般会計補正予算（第14号））は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

— 日程第4 議案第2号 専決処分した事件の承認を求める件  
（令和3年度 佐々町一般会計補正予算（第15号）） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、議案第2号 専決処分した事件の承認を求める件（令和3年度佐々町一般会計補正予算（第15号））を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第2号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

**企画財政課長（藤永 大治 君）**

次のページをお願いいたします。

令和3年度佐々町一般会計補正予算（第15号）。

令和3年度佐々町の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,577万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億6,666万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和4年1月27日専決。佐々町長。

1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。15款県支出金、補正額4,128万9,000円、計7億3,789万2,000円。2項県補助金、補正額4,128万9,000円、計3億4,611万1,000円。

18款繰入金、補正額448万8,000円、計3億7,949万円。1項基金繰入金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額4,577万7,000円、計74億6,666万円。

歳出。7款商工費、補正額4,577万7,000円、計2億8,453万3,000円。1項商工費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額4,577万7,000円、計74億6,666万円。

2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては、割愛をさせていただきます。

次の3ページ、4ページをお願いいたします。

今回の第15号の補正予算につきましては、長崎県の営業時間短縮要請、これは1月28日から2月13日までの17日間の分となりますけれども、営業時間の短縮等に伴いまして、御協力頂きました飲食店等に、売上高に応じた協力金を支給するための予算となります。

協力金の1割が町負担となりますので、歳入予算に上げております財政調整基金の繰入れを計上しております。1月28日からの要請ということになりますので、今回1月27日で専決処分をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

これから質疑を行います。

9番。

**9 番（須藤 敏規 君）**

先ほど進捗状況をお尋ねになりましたので、いや、ここが説明していただければ助かったんですけど、対象店舗数と実績について報告をお願いします。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

産業経済課長。

**産業経済課長（金子 剛 君）**

申請の期間がまず、2月14日から3月28日までとなっております。3月8日時点でございますが、66店舗中56店舗の申請が上がっているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第2号 専決処分した事件の承認を求める件（令和3年度佐々町一般会計補正予算（第15号））は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認をされました。

— 日程第5 議案第3号 専決処分した事件の承認を求める件  
（令和3年度 佐々町一般会計補正予算（第16号）） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、議案第3号 専決処分した事件の承認を求める件（令和3年度佐々町一般会計補正予算（第16号））を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第3号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

次のページをお願いいたします。

令和3年度佐々町一般会計補正予算（第16号）。

令和3年度佐々町の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,671万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億2,337万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和4年2月10日専決。佐々町長。

1 ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。15款県支出金、補正額5,117万4,000円、計7億8,906万6,000円。2項県補助金、補正額5,117万4,000円、計3億9,728万5,000円。

18款繰入金、補正額554万4,000円、計3億8,503万4,000円。1項基金繰入金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額5,671万8,000円、計75億2,337万8,000円。

歳出。4款衛生費、補正額17万円、計8億2,462万3,000円。1項保健衛生費、補正額17万円、計4億7,991万5,000円。

7款商工費、補正額5,654万8,000円、計3億4,108万1,000円。1項商工費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額5,671万8,000円、計75億2,337万8,000円。

2 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括につきましては、割愛をさせていただきます。

3 ページ、4 ページをお願いいたします。

今回の第16号の補正予算につきましては二つございます。まず一つ目でございますけれども、現在本町が行っておりますコロナ感染症への対応として、自宅待機生活支援事業を行っておりますけれども、それと同じ内容で長崎県が同様に事業を開始したことに伴います予算となります。これが3 ページの歳入の衛生費県補助金の17万円、それと4 ページの歳出の保健衛生総務費の17万円ということになります。

次に、二つ目が営業時間短縮要請の2月14日から3月6日までの21日間の分となりますけれども、売上高に応じた協力金を支給するための予算となります。

さきの第15号補正予算と同様に、協力金の1割が町負担となりますので、財政調整基金の繰入れを計上しております。2月14日からの再要請ということになりますので、2月10日で専決処分をさせていただいております。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第3号 専決処分した事件の承認を求める件（令和3年度佐々町一般会計補正予算（第16号））は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。



— 日程第6 議案第4号 佐々町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例廃止の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、議案第4号 佐々町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例廃止の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第4号 朗読）

中身につきましては、総務理事兼総務課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

すみません、1ページめくってお願いいたします。

佐々町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

佐々町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例（昭和55年佐々町条例第22号）は廃止する。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

提案理由にございましたとおり、IP無線機を配備したことにより、防災行政無線通信施設を廃止しておりますので提案するものです。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第4号 佐々町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例廃止の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第7 議案第5号 佐々町広報無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第7、議案第5号 佐々町広報無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第5号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、1ページをお願いいたします。

佐々町広報無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

佐々町広報無線放送施設の設置及び管理に関する条例（昭和54年佐々町条例第14号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

提案理由にもありましたとおり、「広報無線」という名称を「防災行政無線」という名称に改めるための改正ということになりますので、この条例のタイトルにつきましても、「防災行政無線」という名称に改めをさせていただきたいと思っております。

それから、第1条につきましては、そのようにして「広報無線」を「防災行政無線」という文言に改めるための改正になっております。

次の2ページをお願いいたします。

2ページに第2条として定義を掲げさせていただいております。これにつきましては、総務厚生委員会で御指摘を頂き、こちらのほうで定義づけをさせていただいております。

第2条の第1号でございますけれども、これは親局ということで役場に設置する分でございます。第3号の中継局、親局からの電波を屋外拡声子局及び戸別受信機へ、屋外拡声子局からの電波を親局へ中継する無線局ということで、これは大岳にあります中継局でございます。

第4号の屋外拡声子局、これはいわゆるパンザマストでございますけれども、中継局との電波を送受信して、拡声装置により情報を伝達するため屋外に設置する設備ということで、現在町内には68か所ございます。

第5号では戸別受信機ということで、屋内で中継局からの電波を受信する設備というところでございます。

第3条、第4条については、文言の整理をさせていただいております。

第5条、改正前「送信所」という表現をしておりましてけれども、現在送信所という表現はしておりませんので、「親局」という文言に改正をさせていただいております。

第6条は、送受信設備ということで、設置場所につきましては規則で定めるということにしております。これは、現在規則は整備中でございます。

第7条、第8条については、文言の整理をさせていただいております。

最後、4ページになりますけれども、附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

すみません、確認ですけれども、現在戸別受信機になっているところというのは、何か所設置されているのでしょうか。前聞いたかと思うんですけど、ちょっと確認したいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

現在、戸別受信機を貸与している世帯が、台数が19台貸与中でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第5号 佐々町広報無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第8 議案第6号 佐々町生業資金貸付条例廃止の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第8、議案第6号 佐々町生業資金貸付条例廃止の件を議題とします。

執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第6号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すみません、1枚めくっていただきまして、佐々町生業資金貸付条例を廃止する条例。

佐々町生業資金貸付条例（昭和26年佐々町条例第9号）は、廃止する。

附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

これは、表の提案理由にもありますように、戦後の生活支援策として設けられたもので、今回そういった整理が全てできているということで、廃止をさせていただくものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第6号 佐々町生業資金貸付条例廃止の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第9 議案第7号 佐々町健康センター設置条例廃止の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第9、議案第7号 佐々町健康センター設置条例廃止の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第7号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

次のページをお願いいたします。

佐々町健康センター設置条例を廃止する条例。

佐々町健康センター設置条例（昭和56年佐々町条例第5号）は、廃止する。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

佐々町健康センター設置条例の廃止につきましては、佐々町総合福祉センターが平成9年4月から供用開始と同時に、総合福祉センターの設置条例が制定され、同時に役場別館にあった佐々町健康センターも「佐々町健康相談センター」という名称で機能移転を行っております。

当時、廃止しておくべき条例をそのまま残ったままとなっておりますので、今回廃止条例を提案させていただきました。大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第7号 佐々町健康センター設置条例廃止の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第10 議案第8号 佐々町技能訓練センター条例廃止の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第10、議案第8号 佐々町技能訓練センター条例廃止の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第8号 朗読）

中身につきましては、産業経済課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（金子 剛 君）

次のページをお願いいたします。

佐々町技能訓練センター条例を廃止する条例。

佐々町技能訓練センター条例（昭和50年佐々町条例第11号）は廃止する。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

この件につきましては、平成17年度をもって技能訓練センターの利用が廃止されましたので、今回廃止条例を出させていただいております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第8号 佐々町技能訓練センター条例廃止の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第11 議案第9号 水田農業確立推進事業基金条例廃止の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第11、議案第9号 水田農業確立推進事業基金条例廃止の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第9号 朗読）

中身につきましては、産業経済課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（金子 剛 君）

次のページをお願いいたします。

水田農業確立推進事業基金条例を廃止する条例。

水田農業確立推進事業基金条例（平成2年佐々町条例第8号）は、廃止する。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

この件につきましては、転作と減反確認の対象となります水田情報の手書き台帳管理から、電算機器に移行する台帳管理の基金の事業でございまして、これについては平成2年度で事業が終了しておるということで、今回廃止条例を出させていただいております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第9号 水田農業確立推進事業基金条例廃止の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第12 議案第10号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第12、議案第10号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第10号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

国民健康保険税の一部を改正する条例について、まずは別添資料をつけておりますので、お目通しいただけますでしょうか。

今回の改正につきましては、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、被保険者のうち未就学児の均等割を軽減するための地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

未就学児の対象見込み数は、資料に書いてありますとおり77名となっております。国保税の計算内容については、世帯内加入者の所得に係る所得割、加入者1人ごとに係る均等割、加入者1世帯ごとに係る均等割があり、これを医療分、後期高齢者支援分、それから40歳から64歳までの加入者がおられるところは、介護分をそれぞれ計算しまして世帯ごとの国民健康保険税を算出するものでございます。

資料の中段、黄色の網かけ部分、今回の未就学児の5割軽減につきましては、ここの医療分と後期高齢者支援分の均等割について、2分の1軽減するものになります。

また、所得に応じて軽減に該当する場合は、軽減後の残りの負担部分に2分の1軽減に係る仕組みとなっております。

2ページに移っていただけますでしょうか。

2ページ目にイメージ図をつけておりますけれども、左側から上段のほう7割軽減世帯は、未就学児については7割軽減プラス残りの3割部分の2分の1、つまり8.5割が軽減されると。5割軽減世帯は7.5割、2割軽減世帯は6割。もともと軽減がない世帯の未就学児に対しましては5割軽減というふうになります。下の図面には、医療費分と後期高齢者支援分両方に係ります均等割額に係る影響額となっております。

先ほど申しましたように、今回の未就学児の対象人員は77名と見込んでおりまして、影響額が約108万円と見込んでおります。国保税の減収分に係る財政負担割合が、国は2分の1、県4分の1、町は4分の1となります。なお、町の財政負担分については、交付税で補填されるというふうに書かれております。

続きまして、議案に入りたいと思います。

1ページを御覧ください。

佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

佐々町国民健康保険税条例（昭和41年佐々町条例第14号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

まず、5ページを御覧ください。



右側の改正前条文の、これが右側の一番下のところに、第21条第2項となりますが、これは以前低所得者の均等割、平等割の2割軽減の方々に対して、町に申請を行っていただく必要があったものを、平成20年度から申請を要さなくなったことから、この条文が残ったままとなっておりまして、今回新たに未就学児の軽減の分が入ってまいりますので、第2項をそのまま今回の未就学児の軽減の部分に改めております。

6ページのほうを開けていただきまして、第1号のところ、これは医療費分の未就学児の軽減部分に当たります。(2)としております第2号の部分につきましては、後期高齢者支援分の未就学児の軽減部分を明記させていただいております。この金額につきましては、先ほどの資料の2ページ目の金額に当たる部分でございます。

その他、1ページから順次最終ページまでございますけれども、今回、地方税法第703条の第1項に合わせまして、第2項が追加されております。これが未就学児の軽減部分にあたりますので、その辺の規定の整備を行っておるところ。

それから、今回第21条の第1項につきましては、もともとの軽減世帯に該当する要件、それから、第2項が新たに未就学児の軽減部分を追加したことに伴いまして、第21条の部分については、「第21条第1項」という明記をさせていただいたり、あとそういったところの付随する部分につきましては、全体的にその辺の下線よっての明記をしておるところでございます。

それから、途中には今回の第1ページを見ていただきたいんですけども、1ページの第4条と第5条におきましては、「基礎課税額の」という明記を入れておるところですが、これは規定の明確化というところで、国からのそういった明記された通知が来ておったというところで、今回もそれに合わせておるところでございます。

すみません、14ページを御覧ください。

附則。1、施行期日。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2、適用区分。この条例による改正後の佐々町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

これから質疑を行います。

4番。

**4 番（永田 勝美 君）**

まず、最後のところで言われました条例の本文のその第1条に、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額というふうにこの文章はなってますね。その基礎課税額っていうのは、要するに文言の意味と、それから明確化を図るためっていうふうにさっき説明があったんですが、もう少し砕いて分かりやすく、なぜこういう文言が入ったのかということについて御説明をお願いしたい、それが1点です。

2点目は、資料の中にある対象者となる未就学児が77人というふうになっております。世帯数がどれぐらいになるのか、これも分かればお答えいただきたい。

それから3点目は、そもそも、その目的として子育て支援ということでありまして、今回なぜ未就学児に限られたのかということについてお考えがあれば、これは町長のほうからお答えいただければというふうに思います。

実際には、いろいろ議論があるところですけども、今回は半額ということになっておりますが、要するに、これを全額にするためには、この半額を全額に変えるだけで済むだけで、金額的にも大したことないわけですが、なぜできないのかなというのを、これについてももうち

よつと説明をいただけると、分かりやすく説明をいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

3問の質問がありました。  
保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

この基礎課税額のと入れた文言につきましては、医療分の算定は、医療分の算定を行うとき、その医療分と後期高齢者支援分とかいうところが今後、出てきますが、2ページ目のところの第6条につきましては、国民健康保険被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額のと書いてありますが、医療分を計算するときには、基礎課税額のとついているのを付けたほうが明確となるということになりますので、医療分、基礎課税額として文言調べたときに、医療分の算定の基礎数値となるものというふうな書き方で書いてあるものですから、これは算定するときの呼び方と言いますか、計算方法としては基礎課税額を入れたほうが明確化になるということで、私は承知をしておったところでございます。

それから、世帯数、77人に対する世帯数につきましては、すみません、今、ちょっと手持ちがございませんので、あとで担当が上ってくると思います。よろしくお願ひします。

まだ世帯数についてはちょっと手持ちがないものですから、あとで報告をさせていただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

未就学児ということで。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

未就学児の5割削減につきましては、これはやはり地方の市町会とか、町村会とかの努力もありますし、やはりこれが我々も声高に、全額は要望したわけでございますけど、今回はできなかったということでございます。

永田議員がおっしゃるように、金額的にそんなに大きくないので、財源を投入したらどうかという話だと思います。一般財源を投入するというと、やはり我々としましても厳しいっていうことは御存じだと思います、公費をこの一般財源に投入するっていうのは法定外の投入っていうのは、なかなか県下市町全部難しいわけですね。これはいろいろな国からの減額措置されたり、いろんな事がありますので、これはなかなか難しいと。やはりこれは今までどおり全額を措置をしてもらうように、やはり町村会とか、市町会とか、みんなで合わせて声を上げて国に要望しなければならぬのではないかと考えていますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

先ほどの77名のうちの世帯数につきましてはの御質問でございますが、54世帯ということになっております。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

今回は、その未就学児の分について全額を要求したけども、今回、政府の決定は、政府は半額というふうに出してきたということですね。

その残りの分をとということで、一財の投入については法定外繰入れについては非常に厳しいと。内容的にはペナルティーがあるというお話だったんですが、県下の市町の中には、一財投入している町もありますよね。要するに、この問題に限ってじゃないんですけど、一財投入やっていると、あると思うんですね。そういったところについては、要するに、どういうペナルティーがあるのかということについて、少しお答えいただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、国からの例えば法定外、例えば県内で、ちょっと私ないですけど、県内で例えば1町村でも、法定外の繰入れがあった場合には、やはり国から県への保険者の努力支援交付金というのが減額されるというお話はちょっとお伺いしております。

そういうことで、よほどのやはり何か事情っていうことがない限りは、なかなか一般財源からの繰入れというのは厳しいのではないかと考えていますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

努力支援交付金が減額される、要するに国がペナルティーを科すということについては、やはり本当に実際に困っているわけだから、未就学児の分については全額をとということで市町会を通じて国に要求した。それに対して、今のところは半額で勘弁してほしいということで国は対応してくれた。それで、じゃあ残りについては市町が実現をするということで、一財を投入するっていうことに対して国がペナルティーを科すっていうことは極めて不当だと思うんですね、そのことについては。

もともとその必要なことに対して、国がそれに対して妨害をするに等しい対応っていうのは、極めて不当だと思いますし、現実にはやっぱり特別の事情というふうにおっしゃいましたけども、やはり特に今はコロナ禍で、先ほどお話があったように54世帯の皆さんっていうのは、要するにほとんどが非正規っていうか、子どもを持っておられて、国保っていうところは要するに全体としてはかなりの非正規の、サラリーマンの方もたくさんおいでになるんだと思うんですね。そういったところに対して、やはり今こそ求められているのではないかとことを申し上げておきたいと思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか、質疑は。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。  
これから採決を行います。議案第10号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第13 議案第11号 佐々町国民健康保険診療所条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第13、議案第11号 佐々町国民健康保険診療所条例の一部改正の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第11号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

次のページを御覧ください。

佐々町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例。

佐々町国民健康保険診療所条例(昭和45年佐々町条例第11号)の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

新旧対照表を御覧ください。一般の質問の折にも御説明申し上げましたように、令和4年4月1日付で小児発達外来診療、いわゆる小児科を設置するにあたり、条例の整備を行うものです。

新旧対照表中、第7条のところでございますが、診療日及び診療時間について、第1号、第

2号に分けて整理をいたしました。

第1号、内科につきましては、従来行っておりますもの忘れ外来診療をこれまでどおり毎週月曜日の午前9時から午後4時までと、第2号に、小児科については小児発達外来診療を毎月第3金曜日の午前10時から午後4時までと規定いたしております。

それから、第15条につきましては、今回、小児科を追加するものでございますので、医療班に小児科を挿入いたしております。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

確認をさせてください。この内科が月曜日の午前9時から午後4時、小児科が毎月第3金曜日の午前10時から午後4時までということで、第7条の一番上のほうに、町所定の休日を除き次のとおりと書いてあるところは、この開業日が休みのときはいつするのかってちょっと思ったものですから、この読み方はどういう関係なんでしょうかと思って。町所定の休日を除き次のとおり。その日が祝日になった場合はどうなるのかなと思ったものですから、そこの辺、ちょっと確認を。条文の休日についての規定がなかったものから。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

これまでのもの忘れ外来におきましても、休日の場合は祭日等においては休診日としておりましたので、そのような経過で進めておりました。

今回におきましても、前回までの、これまでの条例を生かしたなかで運用と言いますか、を生かしたなかで、小児科におきましても町所定の休日を除いてということでございますので、          ということ考えておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（11時56分 休憩）

（12時01分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

先ほどの私の発言で、休日の場合におきましては、「          」とするという話をしておりますので、その「          」の部分につきましては、関連する文言については、削除をお願いしたいと

思います。  
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

令和4年度に関しましては、第3の金曜日が休みがないということでございますので、令和5年度においては、再度検討していただきたいということで、議会のほうから要望をしておきます。

ほかに質疑は。

（「なし。」の声あり）

質疑はこれで終わります。これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論も終わります。

これから採決を行います。議案第11号 佐々町国民健康保険診療所条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
しばらく休憩します。

（12時03分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第14 議案第12号 課の設置に関する条例等の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第12号 課の設置に関する条例等の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第12号 朗読）

中身につきましては、総務理事兼総務課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

**総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）**

それでは、資料のほうをお願いいたします。

今回の改正につきましては、2ページのほうをお願いいたします。

関係条例のほうが2点ございます。1点が課の設置に関する条例、2点目が2の職員の給与に関する条例でございます。

まず、課の設置に関する条例でございますが、現在の総務課、企画財政課、税務課、住民福祉課、保険環境課、産業経済課、建設課、水道課を組織を変えまして、新たに総務課、企画商工課、税財政課、住民福祉課、保険環境課、多世代包括支援センター、農林水産課、建設課、水道課、それと、室のところが収納対策室、中央地区排水対策室、行政改革推進室となっておりますけど、これを庁舎建設室ということでもとめるものでございます。

それに伴って、分掌事務、第2条に記載してございましたけど、これを規則のほうで整理するというので、まず、課の設置に関する条例については整理をさせていただいております。

2番目の職員の給与に関する条例でございますが、こちらは5級のところに事務長という部分がございますけど、これは、診療所の事務長、健康相談センターの事務長という職がございますけど、現在ございませんので、新たに多世代包括支援センター長を新設のため削除させていただいて、6級のほうにセンター長の職務ということで加えさせていただくというようなものが、今回の改正の主なものとなっております。

3ページから8ページまでが組織規則の改正ということで、先ほど、分掌事務のほうを規則のほうに移しましたということで、まだ現在整理中でございますが、こちらのほうで全課このような形で分掌事務のほうを整理させていただくこととしております。

9ページが、課の設置に関する条例等の一部改正ということで、組織体制の現状と改正後の見直し後ということで、一覧で分かるような形でさせていただいたものでございます。

新たにつくりました課につきましては、まず、庁舎の建設室につきましては、本格的に庁舎建設が始まるということで設置させていただくものでございます。

企画商工課につきましては、企画部門と商工部門の事業連携強化を図るため、企画財政課と産業経済課を改編し企画商工課と。企画がふるさと納税の取組みや企業誘致に関する業務を行います。それと、商工部門と関連する業務も多々あるということで、このような形で再編をかけております。

また、税財政課につきましては、業務量のバランス等を鑑みまして、また、町財政が住民に負担していただいている税金により成り立っていくというものを重視しまして、税と財政部門を同じ課にまとめたものでございます。

農林水産課につきましては、農林事業の部門に特化した体制の強化を図るためということで、制定させていただいております。

5番目の多世代包括支援センターにつきましては、これまで地域包括支援センターにおける高齢者介護支援の相談、健康相談センターにおける健康づくり、子育て支援の相談だけでなく、障がい者支援や生活困窮者自立支援など、佐々町の地域福祉まるごと相談窓口ということで、多世代包括支援センターを設置したいということで考えているところでございます。

それでは、議案のほうに戻りまして、1ページをお願いいたします。

課の設置に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、課の設置に関する条例（昭和31年佐々町条例第8号）の一部を次のように改正する。条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

第1条のところでございます。課、室の設置ということで、先ほど説明した課の新設・改廃を行っているものでございます。

2ページの第2条でございます。こちらは改正前、分掌事務ということで、総務課、このような形で記載されてございましたけど、最終的に、前条に規定する課及び室の分掌事務並びにこの条例の施行について必要な事項は、町長が別に定めるということで、規則のほうで整理するようにしております。

すみません、5ページをお願いいたします。

第2条、職員の給与に関する条例（昭和46年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加えるということで、先ほど説明しましたとおり、職員に関する給与条例につきまして、5級の部分の改正前の事務長を削り、6級のところにセンター長の職務ということで書いておるものでございます。

附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

7番。

7 番（永安 文男 君）

私、所管委員会ではございますけれども、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

まず、私がこの機構改革に対しては、去年の7月の議会の定例会の一般質問で機構改革をいろいろするんじゃないかというお尋ねをしておりまして、町長からは、先ほど提案があったとおりで、組織として検討していくというような答弁を頂いた中で、早速こういう形で具体化されて上がってきたことに対しては敬意を表したいというふうに思います。

それで、一つちょっと確認なんですけども、委員会の中でいろいろ問題が出たことについては御承知のことだと思いますけれども、こうした中で、これがベストだとは思われない部分もあろうかということは、もう皆さん方も御承知だと思いますので、そうした中で、これから何かいろいろ不都合な点とかいろいろな問題が出てきた場合に、どういうふうに対応されるかということを町長にお伺いしておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

課の設置に関する条例ということで、大幅な改正を行ったわけでございます。これにつきましては、やはり今、職員の働き方の改革をやらなきゃならないと、働きやすい職場を目指していますし、それからもう一つは、やはり住民の方の利便性を考えなければならないと。やはり相談窓口も一つにまとめて全部やると。

ただ、これをやる中で、いろいろなまた出てくる可能性もあります。そのときには、私とし



でも、やはりまた議会の皆様方に相談しながら、いろんな対応はやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにありませんでしょうか。

9 番

9 番（須藤 敏規 君）

今回、私も一般質問の中で、機構改革とか、13年から考えておりましたけど、はじめての機構改革ということで、よく取り組んでいただいたと思います。要は事務分掌が一般の皆様に分かるようにしてやらないと、どの課がどういうお仕事をなさっているか分からないから、はっきり事務分掌の中で決めて、今の時代に合うた仕事をしていていただきたいということでございます。

一つ、どういう経過で各課が問題点になったのかというのをちょっとお聞きしておきたいと思ひます。問題となった事項はどういうのがあったのかなという、その辺をちょっとお尋ねしておきたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

機構改革につきましては、一般質問等で皆さん言われた部分もありますし、内部的にもやっぱり職場環境を変えるということが重要だということで認識しておりまして、もともと経過としましては、委員会で説明しましたとおり、令和2年の11月から12月頃に職員のヒアリングを行っております。その中で、本格的には令和3年の8月から課内の組織体制の見直し、各課の協議等準備を行っております。

最終的には今回提案させていただいたわけですけど、先ほど若干課の編成のところでは御説明いたしましたけど、まずは庁舎建設につきましては、やっぱり庁舎建設が残っていると、大きな事業の一つであるということで、やっぱり総務課で兼務しながらというのは非常に厳しいということで、庁舎建設については分けたものでございます。

それと、今回の大きな目玉でございます多世代包括支援センターというのは、やはり福祉関係で窓口に来られる部分で、どうしても対応できなかったという部分が、障がい者とか先ほど言いました生活困窮者、その自立支援です。どうしてもやっぱり専門的な職員がまだ相談にのって進めていくというのが非常に重要かということで、今まで健康づくり、福祉、障がいという形で、ばらばらにやっていた部分がありましたので、これはしっかり連携をとって、専門的な保健師がいる多世代包括支援センターの中で進めていければということで、先ほど町長が言いましたように、窓口を一本化するというような部分がございます。

当然、そのバックヤードで、事務職員がその支援を、助けるという体制をとらせていただくような形にはしております。

それと、農林水産課につきましては、やっぱり農業、水産業、今回は特に基幹産業である農業の推進と、また森林経営管理関係が出てまいりますので、そこはしっかり対応していきたいということで分けさせていただいております。

あと、企画と商工課につきましては、やはり先ほど言いましたように、企画は企画ということで、お金を使うところと町の新たな施策に取り組むところがどうかなという部分もございましたので、前も税財政課という形で業務を進めていたという部分もございましたので、その中

で今回、企業誘致と商工部門と連携とったほうがなかなかここは進みやすいのかなということ整理をさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

時代に合った、やはり赤ちゃんが生まれてから高齢になるまで一括した支援ができるように、多世代包括支援センターというのは私も同調はしとるんですけども、一遍にはならないと思います。しかし、積み上げていって、確固たるセンターにさせていただきたいというのは願っておるところです。

また、日頃から森林環境税の問題も質問しておりますけども、やはり山のほうも担当のほうで取り組んでいただきたいということは思います。

また、新しいまちづくりをするならば、やはり企画段階でちゃんとした町についての計画と一緒にさせていただきたいと願います。御存じのように、町長がいつも佐々町は人口が増えているとおっしゃいますけど、昨年の末に資料を頂きました。一読、眺めていただいて、やはり年少人口とか生産年齢人口が多いところが平均年齢が低い、45歳代の方が大村市、佐々町の2町でした。そういうことで、やはりこの年代層に対して政策を打っていくのが今のところはいいんじゃないかと私も思っておりますので、ましてプラスすれば、産業の振興にぜひ力を入れていただきたいと願います。

御存じのように、中山間部については、高齢化、農業、今、350世帯ほどしか農業経営がおらっしゃらない、そういうことで、もう一度農業についても検討していただくように願うところでございます。

そういうことで、何かその点に関して御意見があれば、答弁願います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今の御意見、やはり心にしみて、我々の胸にしみてやっていかなきゃならないと思っております。

今回、先ほど申しましたように、いろんな福祉関係の相談窓口も一本化でやると、それから先ほどの庁舎建設をまずやらなければならない。それを推進するために、やはり総務課ではなかなか厳しいということもあります。全体的な課のこういう見直しをやったわけでございますけど、これに伴って、またこれが現実に即したのものになるかというのも、まだちょっと私どももやってみなければ分かりません。ただ、これをやって、やはり住民の皆さん方が、利便性を向上して、やはり佐々町が目指しているものを我々はこれでやっていきたいと考えていますし、それから、職員の方が働きやすい環境といえますか、職場づくりもこれに合わせてやっていきたいと考えておりますので、どちらにしてもこの方向性でやらせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

私、所管の委員会の委員長やったもので、最後に言わなければと思って、ちょっと遠慮しておりました。すみません。調査をさせていただいて感じた点を、何点かありますので、確認をさせていただきたいと思います。

まず、今回の機構改革、私は総論は賛成なんです。平成30年から令和4年度までの5年間の定員管理計画があったと思うんです。調査ではっきりさせていただいたのが、現在の定員を条例定数121人、109人まで増員していくということを委員会調査で確認させていただいております。

であるならば、令和4年度までの5年間の定員管理計画、令和4年度106人なんです。計画変更が先じゃないかと私は思うんですけど、それより先んじてこういった機構改革の案を2月の段階で、2年間職員が協議をされて進めてきた、この努力に関しては敬意を表するものなんです。が、いかんせん議会に対する説明というのが遅くないかと、ましてや、順番もちょっと間違えていないか。管理計画を見直しさせていただきたい、あわせて機構改革をとというような説明があつてしかるべきではないかと、私は思います。

現在が100名を切るわけですか。100名の定員ですね。今回、定年退職、いらっしゃると思うんです。そうすると、100名を切るわけです。新たな、その109人をするとなると、おおむね1割の新人職員が増える。そういった状況下において、そもそもマンパワー不足だというのがあるわけですから、増員はやむなしと、行政サービスを停滞させないように必要人員を補充して、サービスを向上させたいという趣旨はもう十分に理解しますし、やるべきだと思いますけども、いかんせん我々の議会に対する説明は短く、判断に苦慮しているのが正直な、個人的な意見です。

何を危惧しているかという、1割の職員を増員され、業務にあたるには、ましてや退職者もいらっしゃる、人事権は町長です。人事異動が伴うわけです。そういった状況下において、これほどの機構改革を行えば、機能するののかというのを私は危惧しております。

ましてや、もう一つ確認したいのが、理事職についての確認も委員会のほうにされました。現状、理事職を在任させたりさせなかったり、兼任であったりという状況です。必要なかという委員の問いに対して、町長は変えるつもりはないと、兼任及び不在であったが在任させ、業務をまとめていただくという答弁がありました。

今回、現任の山本理事は3月で退職されるという状況下であり、事業理事は不在、新たに4月にこの機構改革をすれば、理事職を在任させ、機構をまとめていくというお考えなのかを確認しておきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

阿部議員、議会に対する説明が遅いということと、理事職の件、2点でいいでしょうか。6番。

6 番（阿部 豊 君）

それと機能。

議 長（淡田 邦夫 君）

機能、分かりました。3点です。  
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

まず、定員管理計画との齟齬という部分で御質問いただきました。106人が今回109人という

ことで、組織体制を見直すのを基礎としたんではないかという御質問でございます。

こちらにつきましては、定員管理計画上、本来、以前の定員管理のほうが、前の委員会のほうで御説明したんですけど、保育士さん、保育所が民営化されて保育士さん3名が事務職になるということで、その中で106人という形で整理をさせていただいたという部分がございますけど、今回は、その部分についてはまだ民営化の部分できておりませんので、その部分を勘案しても106人という、事務職106人という部分で、今回109人になった部分につきましては、当時の106人が保育士を含めた106人ということで考えていただければ、その分は定員管理計画を超えた部分という計画にはなっていないということで御理解いただきたいと思っております。

当然、おっしゃられた意味は分かります。まず定員管理計画じゃないかというようなお話は分かりますが、今回、しかも定員管理計画につきましては、今後まだ、109人が正しいのかどうか。今回は組織編成するために、やっぱり人員を割り当てないと、各課の仕事がどういう形でいけるのかという部分も、職員の、今回トップダウンではなくて、あくまでもボトムアップということで、職員間の協議を進めた中でこういう組織体制を構築してきたという部分を御理解いただきたいと思っております。

ですから、先ほど同じような形になりますけど、実際、心配されているのは、職員が10人ほど新人が来て、さらにマンパワーが不足するんじゃないか、そういう中でこういう組織体制大丈夫なのかという御心配だと思いますが、やはりそこも含めた中で職員がやりたいということで、今回、この改正を進めてきたわけですから、そこは御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
今、理事職のことでお話がありました。理事職は、事業理事と総務理事が条例にも書いてあるわけがございますけど、町としましては、今回、職員いますが、職員増になりますので、理事職ちゅうのは置くべきじゃないかと思っておりますし、それから幹部の話合い、協議の場でも、理事職を入れて5人で、今、教育長と副町長と私と、それから、3人で今いろいろ協議を、総務理事も入れていますが、4人、やっぱり事業理事関係も入れなきゃならないと、入れて一緒に佐々町の今後をどうするのかというのは協議をさせていただきたいと思っておりますので、やはり理事職というのは必要だと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
もう一件、議会に対する説明が遅いということで。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
今、阿部議員から御指摘を頂きました、定員管理計画をはじめ数字的に出すのが、私もそうだと考えておりますけど、今回やはり庁舎建設とか、いろんなものが重なったもんですから、早く機構改革をやって、それから職員の定員管理もきちっとやるということで、今回やらせていただいたもんですから、この順序について、また説明が遅くなったということに対しまして、心からおわび申し上げたいと思っております。

私が聞いたのもちょっと遅かったもんですから、それを聞けばよかったですけど、そういうことで皆さん方にお示しするのが遅かったということは反省をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

望む答えは若干返ってきました。というのは、109人は完成形ではないと、まだ必要枠があるとなれば、それ分は増も容認する考えで今後検討していくという説明だったと思いますので私は、公立保育所につきましては1園堅持し、正規職員を置いて、民間と公共のタイアップで佐々町の子どもたちを安心して預けていただける機能を、民間の力をお借りして公立も堅持して頑張っていたきたいというふうに思っておりますので、その分については前進してきているのかなというふうに感じます。

また、調査の折にも説明がありましたけども、平成30年から令和4年度までの5年間の定員管理計画においては、この間にあって変更があった会計年度任用職員及び令和6年から始まる定年延長等が含まれていないと。また、先ほど説明がありました、一般質問でも私しておりますけども、公立堅持の、公立保育園の件についても、町長はまだ公立を堅持すると明言されておられませんので、そこの分の判断も早期にさせていただいて、令和4年度計画終了年度になるわけですね、令和4年度が。ここに十分な議論をもって、必要な行政サービスの人数、職員数は何人要るんだと。ある種、個人の負担によって、職員力が低下すれば住民サービスも低下していくと思うんです。機能させていただきたいという思いから質疑を行っておりますので、十分に、令和4年度中に定員管理計画はまとめていただきたいと、これは意見です。

私が危惧しているのは、やっぱり10人増え、新たな管理職も理事職もできるわけですね。そしたら、人事異動は絶対絡みますよ。新たな管理職ができるわけですから。であれば、職員異動がかなりあると思うんです。そこは、適材適所していただきながら、それは町長の人事権ですから、我々が何ら申すことはないんですけど、それによってどこか疲弊するところがあるんじゃないかと、1割の新人が入ってくるわけですから、なかなか業務が機能せず、大丈夫のかなというの、私が老婆心ながら言っているかもしれませんが、どこかの所管かどこかの職員が負担になるようなことが発生しないかということも危惧しております。そういった状況がなく、うまく機能させていっていただけるのか、最後に確認をしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

新たな職員が11人増えるわけですね。先ほど言いましたように、こういう機構改革をやれば、人事異動はもちろん伴うわけでございます。そういうことで、やはり経験者、経験の少ない方もいらっしゃるわけでございますので、これはやはり我々としましても、そこのほうは十分考えながら人事異動をやらなきゃならないと思っておりますし、それから、社会人枠も新たに入っておりますので、それもやはり勘案をしながら、経験年数とか見ながら人事異動についてはよく考えてやらなきゃならないと。どちらにしてもこの機構改革をやりまして、人事異動を行いまして、これでやはり先ほど永安議員からもお話がありましたように、これが出来じゃないわけですね。これによってやって、やはり不都合のあるところを変えなければならぬと思っておりますので、そこは、これが絶対ということではなくて、私どもはそういう柔軟な体制でやっ

ていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。その節は、また皆さん方にお願ひをするかも分かりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。  
議案第12号 課の設置に関する条例等の一部改正の件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第15 議案第13号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第15、議案第13号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第13号 朗読）

中身につきましては、総務理事兼総務課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

すみません、まず、資料のほうをお願いいたします。

職員の給与改定についてということで資料を作っております。国の人事院のほうにつきましては、令和3年8月10日に人事院勧告が出されておまして、月例給では改定は行わないと、期末手当について年間4.45月を0.15月減額して4.3月とするという改定の勧告が出されております。

内容につきましては、その下の表に書いてございますとおりでございます。

すみません、2ページをお願いいたします。

これを持ちまして、国のほうの給与改定の対応でございますが、実際は（1）の給与改定の対応方針ということで、閣議決定が11月24日にされたものでございますが、人事院勧告どおり期末手当の支給月数を下げるものとする。ただし、令和3年度の引下げに相当する額については、人事院勧告を尊重しつつも、コロナ禍の異例の状況下での国政全般の観点、特に経済対策等の政府全体の取組みと関連を検討した結果、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うというような方針が出されております。

また、地方公務員の給与改定については、国家公務員の取扱いを基本として対応するよう、これも要請が出されております。

最終的に、期末手当を4.45月から4.3月、これ一般職ですね、部分になっております。

表のほうに記載されてございますけど、まずは1点、今まで期末手当のほうは6月期、12月とも1.275月だったものを両月とも1.2月に改正し、全体として4.3月という形で令和4年度なるものでございます。

また特別職につきましても、0.05月ずつ減額し、3.35月が3.25月になるものでございます。

再任用職につきましても、同じように0.1月減額されまして、2.35月が2.25月になるという改正でございます。

もう一点が、先ほど言いましたように、昨年12月に本来なら人事院勧告が出されておりますが、例年なら改正されるところでございますが、その分につきましましては勘案して、6月の部分から調整、減額調整ということで整理がなされております。

措置の適用者につきましては、令和4年6月に一般職の給与に関する法律に基づく期末手当を支給される者であって、令和3年12月の期末手当を支給された者ということでございます。内容から言いますと、昨年12月に期末手当を支給された方で、令和4年6月中にいらっしやらない方は減額されないと、逆に言えばです。両月に期末手当をもらう方が減額されるという形に、対象となっております。

減額する額でございますが、調整額につきましては、職員区分ごとの割合ということで、一般職が127.5分の15、特別職が167.5分の10、再任用が72.5分の10ということでなっております。

影響額でございますが、まず、支給月数の減額、いわゆる令和4年で、一般職でいえば0.15月下げられますが、これが799万2,000円。特別職分につきましては54万1,000円。調整額の部分につきましては、先ほど調整額が12月にもらった分で、簡単に言えばもらい過ぎた分について調整する分という形で、その分が特別職では38万5,000円。一般職では481万8,000円ということで、参考までに簡単な計算式を、本当簡単な計算式で書いておりますけど、これ自体は実際は分かりやすいように月数を0.15という形で計算しておりますけど、計算内容につきましては、同じような形の計算になりますので、しかも期末手当の分が20万円という形で、6月分が20万円ということでしておりますけど、実際は4月1日に昇級がありまして、金額が変わってくるというような形になろうかと思っております。

参考までに、4ページ、5ページ、委員会で御意見頂きました長崎県の人事委員会の勧告の概要をつけさせていただいております。

それでは、議案のほうにいきます。

めくっていただいて、1ページです。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、職員の給与に関する条例（昭和46年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存

在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加えるということです。

第21条の第2項の分が、100分の127.5が100分の120ということで改正をするものでございます。

あわせて第3項の再任用職員につきましても、100分の127.5とあるものを120、100分の72.5とあるものを100分の67.5とするものでございます。

第2条、町長及び副町長の給与に関する条例（昭和31年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましては、朗読を割愛させていただきます。

こちら、先ほど説明したとおり、6月分を100分の167.5を100分の162.5、同じように、12月も同じような形で改正となっております。

3ページになります。

第3条、佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年佐々町条例第20号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましては、朗読を割愛させていただきます。

第3条の第2項につきまして、これも上記と同じような形で率の改正を行っているものでございます。

すみません、4ページをお願いいたします。

第4条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年佐々町条例第18号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましては、朗読を割愛させていただきます。

こちらにつきましても、100分の167.5を100分の162.5ということで改正をさせていただいております。

附則。施行期日。1項、この条例は、公布の日から施行する。令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置ということで、こちらのほうが調整額の記載という形になっております。

2項、令和4年6月に職員に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第21条第2項（同条第3項、第2条の規定による改正後の町長及び副町長の給与に関する条例第3条第2項、第3条の規定による改正後の佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第3条第2項又は第4条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び職員の給与に関する条例（以下この項において「職員給与条例」という。）第21条第4項から第6項まで若しくは第25条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同月前1箇月以内に退職した者であっては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（職員給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

第1号、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正前の職員給与条例」という。）第21条第2項、127.5分の15。

第2号、改正前の職員給与条例第21条第3項、72.5分の10。

第3号、第2条の規定による改正前の町長及び副町長の給与に関する条例第3条第2項、第3条の規定による改正前の佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第3条第2項及び第4条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項、167.5分の10。



第3項、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。  
以上でございます。よろしくお願いいたします。  
すみません、職員組合との妥結については終わっております。  
以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

今回の人事院勧告について、さっき説明がありましたけども、人事院勧告の中で、施行を令和4年まで延ばすということについて、その要件としては、要するにコロナ禍の下でということで、延ばすということを説明されました。

実際に当時想定されたいた、コロナの影響というのは、要するに令和3年度の段階で既に解消されていて、それで令和4年度になれば、その解消が影響から抜けてたということを見越してされたのではないかと、私は理解しました。

ところが現実には、今もコロナの影響というのは色濃く残っていますし、現実にもそういう中で新たな経済状況の変化ということも生まれています。かなり急速の変化が生まれています。

一方で、諸般の情勢もありますけれども、物価の上昇だとかいうのは、昨年の秋以来、極めて大きな物価の上昇が続いておりますし、ガソリン価格の上昇だとか、そういった問題が生じているというふうに承知しています。

そうした中で、政府も給与の改定、給与を引き上げるということをして国民に対して約束をし、そういう方向性というのを次々に打ち出されてきた。例えば、保育所の給与だとか、看護師の給与などを全体の給与の改定の呼び水にすると、岸田首相はおっしゃっています。そういう中で、人勧が前に決めていたことだからといって、今年の6月から賞与を引下げると、一時金を引下げるということを漫然と進めていいのか、私は非常に疑問に思うわけですが、そのあたりについて、町長どのようにお考えなのか。

今の全体の流れと逆行するのではないかと考えますが、いかがですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

永田議員がおっしゃるとおり、民間給与の引上げを、岸田首相が一生懸命、経団連にも、お願いしていらっしゃるということで、公務員については逆行しているのではないかと、我々もそう感じるわけですが、これについては、私の推測で申し訳ないんですけど、これはいろいろな国の借金とか、いろんなことを考えて、財政的に考えて、なかなか厳しいので、公務員については、我慢していただきたいということで、お願いしているのではないかと、これは推測だけです。私分かりません。

ただ、私どもとしましては、人事院勧告が基本でございますので、人事院勧告どおりに、今までずっと人事院勧告どおりにやってきたもんですから、そういうことで、職員の皆さん方にも人事院勧告どおりでお願いしますというか、組合にもそういうお願いをしたところでございまして、そういう決まりといいますか、人事院勧告を尊重するというので、我々やっていますので、今回そうなったということでございますので、御理解をいただければと思っています。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

それは冒頭で言われた、なぜ引下げかということについては、私はそれは状況が変わってきていると思います。政府の見解も違いますから。

人勸では下げるとい方向になっているけど、これを手当をしますということまで、岸田首相言いました。コロナの問題のこともあり、いわゆるエッセンシャルワーカーを中心に手当をしますということは言っていますから、それは決して国の財政や地方財政の困難さによるものだけではないのだと。

日本国全体の経済を変えていく上で必要なのだということで、賃金の引上げということ言われているわけですから、そこは、ぜひ改めていただく必要があるんじゃないかなと思います。

私は、人勸の弱点というのもあるのだと。人勸の弱点というのは、変化に対応するということが非常に鈍いと、対応しにくいという仕組みでもある。安定という側面と、変化に対応できないという弱点がある。

特に、佐々町の中で、役場の職員の給与というのは、佐々町の経済にとっては極めて重要な賃金水準を表すと思うんです。

そういう中で、役場よりも高い民間企業というのは、相対的に少ないわけですから、そういった意味では、役場の賃金の状況というのは、佐々町の経済にとっても非常に大きな影響を与えるものだというふうに思いますし、何よりもコロナ禍の下で、非常に頑張らせていただいている職員に、期末手当という形で、それを支給される、それが減額になるというのは普通は考えられないんじゃないかと。やっぱりこれだけ苦労して頑張らせていただいている職員たちの御奮闘に報われている意味では、私は町長、特別職について、町長三役と、それから議員報酬についての引下げについては、特段の、これまでの流れだからしょうがないというふうに考えても妥協できますけれども、職員の賞与を引下げることについては、なかなか承服しかねるなと思います、いかがですか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、永田議員がおっしゃるとおり、私もそうは思うわけでございますので、今まで組合員の皆さん方にもお願いをしたことは、私どもも今まで、上がる時も人事院勧告のとおりには上げた。苦しきもそういうときもあったわけでございますから、そこの中で、今回も人事院勧告どおりでお願いをしたいということで、職員の方にも大変申し訳なかったんですけど、そういうことをお願いをしたということで、職員の方も、そういうことであればということで、引き受けていただいたもんですから、町としましても、やはりほかに給与を出す方法というのが、我々ないわけです。人事院勧告で今まで給与やってきたわけですから、そういう方向性で今回もお願いしたということで、これは私も申し訳ないと思うんですけど、そういうことになっておりますので、どうぞ御理解いただければと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
ほかに質疑。  
6番。

6 番（阿部 豊 君）

1点確認をさせていただきます。

これまでの佐々町の人事院勧告に対する対応については、今までの議論があった町長答弁のとおりだと、私も認識しております。

小さい自治体で、人事院勧告は県なり、国なりの勧告を尊重せざるを得ないという状況は十分に理解するものでございますが、今回は、減額調整という部分については、私も労働組合等役員させていただいておりますので、認識しておりますことは、不利益の不遡及という原則があると思うんです。

暦年ベースでいつも人事院勧告が年末に、それを調整するために、臨時議会を開いていただき、そこで決定をして年を越していくと、そういった調整をしていったと、これはなぜそうしているかと、不利益不遡及の原則に従うものであるからだ。

今回、国はコロナ禍の異例の状況で国政云々書いてあるとおりでと思うんです。この不利益不遡及の部分については、人勧の減額がやむなしとは理解するんですけど、減額調整は各自治体の独自性は行えないのか、これは人勧を踏みこむものではないと思うんです。他市町村の状況を踏まえ、確認させていただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

阿部議員のほうが言われた、不利益不遡及の部分でございますけど、この調整額については、不利益不遡及には当たらないということで確認をさせていただいております。

また、他自治体の状況でございますが、他自治体も同じような形で、会計を行うということ聞いております。

すみません、資料がないもので、どこが行って、どこが行わないかという部分は、ちょっとありませんけれど、担当のほうから聞いているのは、他自治体も同様に行うということで聞いております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

法律的な部分は、附則でうたうから、法的な抵触はならないという説明ありました。それは委員会で調査させていただきましたので分かっています。

でも実態として、不利益を遡及するような調整になるじゃないですか、実態がです。これは労働者との原則論としての約束違反だというふうに、私は感じるものですから、そのところの自由度というのは、人事院勧告は民間と比較して、減額調整であった、これは尊重すると、しかしながら、不利益不遡及の部分については、それは各自治体の人勧を尊重しながら自由度があるんじゃないかと私は感じますもので、そのところの解釈はいかがかというのを確認させていただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

**総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）**

非常に難しい御質問かなと思うんですけど、閣議決定の内容で言われている部分につきましては、地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額の調整時期については、地域の実情を踏まえ、国家公務員の取扱いを基本として対応するようということが、文書がなされております。

地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額の調整時期については、地域の実情を踏まえつつも、国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請するものという形となっておりますので、今までこのような形で整理をさせていただきましたということでございます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

ほかに質疑ございませんでしょうか。

9番。

**9 番（須藤 敏規 君）**

人事院勧告ですから、今のところは民間との格差はこれしかないということで、お上が言うたとおりしなさいということだろうと思えますけど、それであわせて先ほど総務理事のほうからいただきました、同じように職員の人事に関する報告がなされております。

ここに人材の育成、能力・実績に基づく人事管理の推進、二つについてお尋ねします。

人材育成意識や職員自らのキャリア形成意識、業務遂行能力、マネジメント能力を有する人材の育成、こういうとはどのように、今まで。これ毎年人勤があわせて、談話の中でこれ発表されてるものですから、どういう取組みをなさっているのかなと、方針が決まっとれば、おっしゃってください。

あと、その下の能力・実績に基づく人事評価制度が今、上を見ながら、どのように評価なさっているのか、評価結果の任用とか給与に反映しなさいと書いてあるものですから、現状はどのようになさったのか。

ここではこう言いながら、下での働き方改革と勤務環境の整備は、私たちが今想像もしないことを書いてあるものですから、長時間労働の是正、昔やったら当然のことさせられてきとったです。仕事と家庭生活の両立支援、家庭を振り返らず仕事をしなさいという指導を受けてきたけんですね。ハラスメントの防止、課長からやかましく言われて働け、働け言われてきた、今、全然逆のことずっと書いてあるものですから、今の管理職の皆さん大変ねと思って、お坊ちゃまを扱うように、扱わんば、働かんのかなと思って見よるものですから、人材の育成について、どのように今、方針を持って、人事評価、2点についてお尋ねします。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

総務理事兼総務課長。

**総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）**

人材の育成方針につきましては、さきに策定時期を忘れましたが、人材の育成の基本方針という部分がつくられております。ちょっとつくられた時期がだいぶ古うございますので、この辺の見直しも必要かと思っております。

能力・実績に基づく人事管理ということでございまして、こちらにつきましては、人事評価を進めさせていただいておりますが、そのみで、実際の給与等の体系を整理しているわけではございません。そこにつきましては、人事評価を活用しつつ、その中で給与等の人材の人事

のほうをさせていただくというような形で、進めさせていただいております。

また人材育成につきましては、具体的には、別の場所でお話させていただきましたけど、管理職の課長会を毎週水曜日1時間ほどさせていただいて、職場の環境、人材育成という部分で、フリートークの中でお話をさせていただいているところでございます。

また、新人職員につきましては、私のほうが入った職員については、時間数はちょっと短こうございますけど、年に二、三回程度一般的なお話をさせていただいているところでございます。

あと、能力に従って、階層別研修とか、対外的な研修、またウェブ研修等を実施させていただいているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

今回、課の設置もあったもんですからあえて質問したとですけど、入ってすぐは、仕事はまだ十分に覚えてないだろうと思いますから、10年間は自分がいろんなところを回って覚えていく時期だろうと思います。

それから20年なれば、慣れてきたから実践で経験を積み重ねて覚えていくということですかね。30年以上になったら、いろんな経験を踏まえて指導したり、自分に、町長に企画したり、そういう時代じゃないかと思うもんですから、そこら辺をよく配慮して、配置をしていただければと思うんで、要望しておきます。

最初から、入って窓口に行ってしなさいとか、まず無理と思います。上の方はそういうところにちゃんと指導していただかんと、覚えていかないと思います。

そしてもう一つ、今、課に会計年度任用職員とか配置してあるような課もありますけれども、今回のこの評価制度の中で、窓口は職員を置くんだという考えはあられるんですか、そういうところはまだ検討なさってないんでしょうか。

やはり窓口業務を覚えて、にっこり笑って返すとが住民の世話なんです。前から言おるんですけど、困ってくるのが住民の方ですから、応対して快く帰ってもらうようにしていただければと思います。1点だけ。決まってなければ、決まってないで結構です。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

基本的に、窓口業務を会計年度任用職員という形ではしてないということで、ただ、職員も業務が多忙なときがございますんで、窓口に立てないときもございます。連携してやっていると、今の状況は、窓口のほうは連携してやっていると、御理解いただきたいと思います。

また、議員さんが言われた御意見につきましては、今後、人材育成等も含め、考えていく必要があるかと思っております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

6番。

**6 番（阿部 豊 君）**

反対討論いたします。

質疑もさせていただきましたが、不利益不遡及の原則に反しないよう、条例改正ではなく、附則での改正、ということは、実態は不利益不遡及は行ってはいけないんだという認識があるもので、これが実態としてなるということは、そこに人事委員会を持たない小さな町、佐々町としましては、人事院勧告を重視することはやむなしと思いますけれども、この調整額について、不利益不遡及の原則に反する実情となるということに際し、反対とさせていただきます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

4番。

**4 番（永田 勝美 君）**

私も反対討論いたします。

質疑の中でありましたように、人事院勧告については、かつて町長は、人事院勧告は基本的にずっとやってきたというふうに言われますけれども、実は人事院勧告については、引上げのときに、人事院勧告をねぎるというような事例は全国にたくさんあります。

全国でもそうですし、佐々町でも100%ではないというふうに思います。しっかり調べたわけじゃないんですけども。それについては、やはり人事院勧告はあくまでも基準を示すものであって、情勢の激変だとか、そういったものに対応できる内容にはなっていないと、ましてや、今年に入ってから広がったオミクロン株の第6波の大流行や、こういった中での職員の勤務実態、そういったものに決して今の期末手当というのは、要するに給与の後払い的な賃金性格が非常に強いと言われている。

だから、実績に対して賞与を支払うというのが、一般の民間の企業の在り方です。だからそういった意味では、職員のモチベーション上げていく上でも、少なくとも維持していく上でも、これを引下げることについては、決してやるべきではないというふうに思います。

申し上げますけども、特別職の引下げについては、私異論ないわけですけども、一緒に提案されておりますので、この案件については反対ということで、述べさせていただきます。

以上です。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

ほかに討論ございませんでしょうか。

9番。

**9 番（須藤 敏規 君）**

賛成討論いたします。

ただいま、お二方から不利益不遡及、または人事院勧告は基準を示すもので、引下げはすべきでないという反対討論でございましたけど、私は、やはり人事院勧告につきましては、民間企業との格差を是正する一つの調整ですか、一つのする方法として、国において行われ、また長崎県においては、佐々町もそうですけど、人事委員会持ちませんので、長崎県の人事委員会

等を見まして、県の人事委員会についても国に準じて一緒に調査をしとるわけですが、その中で同様な勧告がなされております。

そういうことで、今回はコロナ禍でもありますし、人事院勧告の中でもそういう理由が出されたのではないかと思います。

地方においては、このように職員で3万円から幾ら下がるというのは、本当に厳しいとは分かりますけども、しかし、ここはコロナ禍の中で、公務員が引下げないというのはいかがなことだと思いますので、今回はこれで賛成としなくちゃいかん。やっぱり人事院勧告は遵守していくべきだと考えます。

賛成の討論といたします。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第13号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

しばらく休憩します。

（14時07分 休憩）

（14時20分 再開）

— 日程第16 議案第14号 佐々町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件 —

**議 長（淡田 邦夫 君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、議案第14号 佐々町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

（議案第14号 朗読）

中身につきましては、総務理事兼総務課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

総務理事兼総務課長。

**総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）**

それでは、佐々町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件について御説明いたします。

す。まずは、また資料のほうをお願いいたします。

特殊勤務手当につきましては、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とする、その特殊性に応じて支給されるものということになっております。

2ページをお願いいたします。

本町の部分につきましては、全体的に見直しをしまして、国の特殊勤務手当の考え方や長崎県下の市町及び他自治体の特殊勤務手当を参考に検討を行っております。

5ページのほうをお願いいたします。

既存の手当の状況でございます。こちらにつきましては3番の危険手当、これはレントゲン作業となっておりますが、これにつきましては現在レントゲン機器がございませんので廃止と。

6番の国民年金取扱手当、税務徴収手当、臨時徴収手当、滞納処分手当、こちらの4つの手当についても廃止と。これにつきましては、3ページのところでヒアリング結果ということで書いてございますが、こちらの資料の3ページのヒアリング結果ということで、2で書いてございますけれども、以前は訪問し、滞納税等を集金する訪問徴収を行っていたが、自主的に納付してもらうこと、また職員が現金を扱うリスク等を勘案し、現在は行っていないという部分もありまして、また今後、私債権管理条例等が施行された場合、徴税吏員のみが滞納処分等の特殊な業務を行うかという部分で特殊性があるかということが難しいと思われるためということで、こちらについては廃止という形になっております。

6ページをお願いいたします。

新たな特殊勤務手当の検討ということで、ごみ処理等手当ということで、焼却炉内等の堆積した灰を除去する作業及び機械設備等の補修作業に従事したとき、特殊勤務手当ということで新たに日額700円と。高所作業手当ということで、地上又は水面10メートル以上の足場の不安定な箇所で監督・検査・補修作業に従事したときということで、こちらにつきましては日額500円、業務が2時間以上にわたる、または夜間に行う場合だったら1,000円と。

3番が災害応急作業手当、災害発生における著しく危険な状況において、応急作業等に従事したときということで日額1,080円の3つの手当を新設しているところでございます。

金額につきましては、8ページ、9ページ、10ページ、各自自治体とか国の基準がございますので、8ページは税務手当の分でございますけれども、9ページがごみ処理等手当ということで、神奈川県大和市のほうの日額700円出しておりましたので、この金額と。

高所作業手当につきましては、時津町が日額500円ということで、2時間以上の業務については1,000円ということで出されておりますので、これに合わせる。

災害応急作業等手当につきましては、国の基準の日額840円から1,080円、これに合わせて日額1,080円としたということで、金額については設定しております。

なかなかこの金額の設定につきましては、理論的にかつ正確に算定することは一般的にはかなり困難を伴うことということで、他自治体と比較して、また総合的な手当の均衡を図るということで、このような金額に提案するものでございます。

それでは、議案書のほうをお願いいたします。めくっていただいて1ページです。

佐々町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

佐々町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年佐々町条例第21号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。



表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

ということで、第2条のほうの手当の種類となっております。先ほど説明しました税務徴収手当、臨時徴収手当、改正前のほうですね、滞納処分手当、こちらにつきましては削除させていただいております。4番につきましては繰り上げておりますが、表現を先ほどしましたとおり、支給するという表現が改正前となっておりますので、これを従事したときということで、ほかの部分と表現を合わせていただいております。

2ページにいきます。

医師手当はそのまま残しております。表現も従事したときということで整理させていただいております。改正前の危険手当、国民年金取扱手当は削除させていただいております。新たに4番は支給するという部分の整理をさせていただきましたけども、新たに5番のごみ処理等手当、6番の高所作業手当、7番の災害応急作業等手当を追加させていただいております。

金額につきましては、別表、特殊勤務手当額ということで整理をさせていただいております。附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

あと実務的なことをちょっとお尋ねしますが、例えば事実確認ですね。時間外などは今課長さんの確認なさっておるんですけど、業務内容とかいつするかはやはり管理職の方が何か知らんですけども、日誌か何かつくられるかどうか分かりません。事実確認の方法はどのように考えておられるのか、一点お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

御質問いただきました事実確認の方法でございますが、担当課の課長のほうに確認させるということで取扱いをしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

職員組合での協議報告も読ませていただいているんですけど、税務手当の関係で確認させていただきたい。

私もOB職員として徴税吏員も長くさせていただいておりました。結局、徴税吏員の業務が特殊勤務であるか判断が難しいという表現があるんですけど、極論、徴税吏員は決裁を得ず、

個人名で町長の名代として即時執行できるわけですね。緊急を要する場合があります。決裁を得ないで、徴税吏員の責務の下実行すると、これができるような業務です。これは特殊性を十二分に満たす、そういった判断から他市町村の自治体は13市8町の中、18市町が手当をつけているわけですね。国家公務員の例によると税務職員は給料表別です。そういう制度設計になっている。

地方公務員は行1、行2、その医療職等々の区分はあるものの行政職における給料表の差はそうないわけです。これを手当によって、当然交付税の対象としましても、その部分の職員分は割増しでついていたんじゃないかなと、これは私の推察ではあるんですけど。そういった状況を鑑みれば、18市町が当然として手当を創設されているというのは容易に判断ができます。これを当該組合との協議はなされたというふうに伺っておりますけれども、労使合意はできているということは分かりますが、執行権者としてどのような判断をされるのか確認をしておきたい。

この中で、時間外勤務が発生する場合は時間外勤務手当の措置をやって当たり前じゃないですか、時間外をしたら時間外手当の措置をするのが。こういうのはその特殊勤務手当の云々の論外です。当然発生するものであり、特殊勤務手当とはそれ以外のものになるわけですから、その責任と早期対応するためのその徴税吏員が置かれる責務、場合によっては個人が訴えられるわけです。そういったものも含めて、執行権者のほうはどのようにお考えなのか確認をしておきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）  
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

徴税吏員につきましては、その執行を徴税吏員の方が直接できるというのは存じているわけですが、現実問題として今町長名で行政執行の手続きを行っているという状況でございます。

そういうことを含めまして、今後職員とも協議しました中で、手当よりは研修事業等を充実させ、より専門的な業務を執行できるような環境づくりをお願いしたいということでございますので、その方向で対応をさせていただきたいと思っております。

実はその特殊勤務手当、非常に難しゅうございまして、金額を定めるにしても状況を調べるにしても、各自治体やはり見直しという部分を長年されていないという状況がございます。その中で、うち一般質問等で言われた部分もございまして、改正に向けて進めさせていただいたわけですが、作業的には非常に困難な作業だったと感じております。そういう中で職員とも協議しながら、こうやって特殊勤務手当としてまとめさせていただいたということでございます。御理解いただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
6番。

6 番（阿部 豊 君）

その責務の重さとそれに伴う手当の支給によって、プライドを持って業務を執行していただきたいという思いから、あってしかるべきではないかと。だから他市町村は、18市町はついているわけですね。

これは今回改正でこれまで全然特殊勤務手当が改正もなされずに支給もなされていなかったというような現状を鑑みれば大きな前進かもしれませんが、その専門性をフルに発揮

してもらって頑張ってもらうには、そういった部分も必要だというふうに考えますので、これは意見です、今後十分な検討を、さらなる検討を意見として申し上げたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

私は今回の特殊勤務手当に関する全体としては改善が図られているというふうに評価するものでありますけれども、一点、ちょっと名称のことで実際に条例等を書いてみると、いわゆるごみ処理等手当というのは、なかなか実態と中身が合っていないんじゃないだろうか。要するに、ごみ処理等手当というふうに一般的に言えば、ごみ収集をする人たちに対して手当が出るというふうに普通の人は考えるんじゃないだろうかというふうに思うんですね。

だから焼却炉内の作業のことについて、ごみ焼却炉内作業の危険度に対応する手当というのがその内容ですから、ちょっと名称について検討の余地があれば変えられたほうがいいんじゃないだろうかというふうに思うんですけれども、これは私の事前の協議の中では申し上げなかったんですが、このことについてはちょっといかがでしょうかと思いますので、申し上げたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

ただいま4番議員さんから御指摘をいただきました、ごみ処理等手当の名称につきましては、今後検討させていただきたいということでよろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
いいでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。  
これから採決を行います。

議案第14号 佐々町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第17 議案第15号 佐々町消防団設置条例の全部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第17、議案第15号 佐々町消防団設置条例の全部改正の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第15号 朗読）

説明については、総務理事兼総務課長に説明させますので、よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

それでは、議案のほうをお願いいたします。めくりまして1ページです。

佐々町消防団設置条例の全部を改正する条例。

佐々町消防団設置条例（昭和31年佐々町条例第24号）の全部を次のように改正する。

佐々町消防団設置条例。趣旨。第1条、この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、報酬、分限、懲戒、服務その他身分の取扱いについて必要な事項を定めるものとするということで趣旨を書かせていただいております。前の設置条例につきましては、ここの趣旨のところはございませんでした。新たに追加したものでございます。

消防団の設置、名称及び区域。第2条、佐々町に消防団を設置する。第2項、前項の消防団の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。名称、佐々町消防団。管轄区域、佐々町全域。こちらにつきましては、消防組織法の第18条の第1項に条例で定めなさいということで記載されておりますので、今回制定しているものであります。

なお、詳細な部分につきましては、資料のほうを見ていただいて、これは規則のほうになりますが、2ページの規則の第4条、こちらに消防団の各分団の名称及び区域は、別表1のとおりとするということで、別表のほうは4ページ、こちらに第1分団が中央通、古川、志方、栗林、第2分団がということで、各分団ごとの管轄町内会もあわせて表記させていただいております。

戻りまして、定数。第3条、消防団員の定数は、202人とする。消防組織法第19条第2項に、定員も条例で定めとなっておりますので、このような形でしております。

なお詳細につきましては、先ほどの資料のほう4ページ、また見ていただければと思います。第5条のほうに書かれておりますけれども、別表2のとおりということで記載しておりますので別表のほうを、本部、第1分団、第2分団、第3分団、第4分団、第5分団、第6分団、第7分団ということで、各分団長、副分団長、部長、班長、そして団員という形で、定員のほうを202名ということで記載させていただいております。

また戻りまして、任命のほうになります。任命。第4条、消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき町長が任命する。その他の団員は、団長が次の各号の資格を有する者のうちから、町長の承認を得て任命する。

第1号、町内に居住し、又は勤務する者、第2号、年齢18歳以上の者、第3号、志操堅固で、かつ、身体強健な者、こちらは前条例に記載された内容と同じとなっております。

続きまして、2ページのほうをお願いいたします。

こちらの2ページの第5条から最後の第13条まで、こちらにつきましては消防組織法の第23条の第1項に、任用、給与、分限、懲戒、服務、身分の分は、非常勤の団員については条例で定めるということで、これは法に定められている条例で定めることということになっておりますので整理させていただいております。

欠格事項。第5条、次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。第1号、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者。第2号、第9条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。第3号、6か月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者。こちらは基本は地方公務員法の第16条のいわゆる欠格条項に準拠した記載となっております。第3号の部分については独自のものとございます。

分限。第6条、任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。ただし、団長がその他の団員を当該処分するときは、町長の承認を得なければならない。第1号、勤務実績が良くない場合。第2号、心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合。第3号、前2号に規定する場合のほか、消防団に必要な適格性を欠く場合。第4号、定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合。こちらにつきましても、地方公務員法の第28条と同じ分限の部分をしております。

第2項、団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。第1号、前条第2号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。第2号、町内に在住又は在勤しなくなったとき。

退職。第7条、団員を退職しようとするときは、あらかじめ文書により任命権者に届け出て、その許可を受けなければならない。これは改正前と同じ文言でございます。

表彰。第8条、町長は、消防団又は団員がその任務遂行に当たり、功労が抜群である場合は、これを表彰することができる。第2項、団長は、団員を表彰することができる。こちらも改正前の条文になったものとございます。

懲戒。第9条、任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職することができる。ただし、団長がその他の団員を当該処分するときは、第6条第1項ただし書の規定を準用するということになっていきますので、第6条に戻っていただければ、ただし書ですから、団長がその団員を当該処分をするときには、町長の承認を得なければならないということでございます。

第1号、消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。第2号、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。第3号、団員としてふさわしくない非行があったとき。第2項、停職は1か月以内の期間を定めて行う。

処分の手続。第10条、分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定めるということで、規則のほうでうたっております。最終的には、職員の分限、懲戒等の関係条例に準用をかけております。

服務規律。第11条、団員は、団長の招集によって出勤し服務するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、服務しなければならない。第2項、出勤した団員が解散する場合は、人員及び携帯機具につき点検を受けなければならない。第3項、団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。第4項、団員であって、10日以上以上の居住地を離れる場合は、団長にあっては町長及び副団長に、その他の団員にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以

上が同時に居住地を離れることはできない。第5項、団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しく活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。第6項、団員は、次の事項を遵守しなければならない。

第1号、住民に対して常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、身をしていしてこれに当たる心構えを持たなければならない。第2号、規律を厳守して上司の指揮命令のもとに全力を挙げて事に当たらなければならない。第3号、上下同僚の間、互いに敬愛し、礼節を重んじ信義を厚くして常に言行を慎まなければならない。第4号、職務上金品の寄贈並びに供応接待を受け、又はこれに請求する等のことがあってはならない。第5号、団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。第6号、団員は、消防団又は団員の名義をもって特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、又は反対し、若しくはこれに加担し、若しくは他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならないということで、すみません、長くなりますので、こちらの分の先ほど言いました第11条の分につきましては、改正前の条例でありました分をそのまま内容的には写したものになっております。

続きまして、4ページにいきます。

報酬の部分です、これはもう朗読しません。前条例の第18条第1項と同じ金額になっております。新たに新設された分が第3項になります。団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、次により出動報酬を支給するというので、金額につきましては記載されているとおりでございます。

費用弁償。第13条、こちらにつきましては、改正前の条例の第18条第2項と第20条を取りまとめたものという形になっております。

委任。第14条、この条例の施行に関し、必要な事項は町長が定めるということで。

附則。施行期日。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

経過措置。第2項、第12条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に従事した災害、警戒、訓練等に係る出動報酬について適用し、同日前に従事した水火災、災害警戒、訓練等に係る費用弁償については、なお従前の例による。

第3項、この条例の施行の前日に、この条例による改正前の佐々町消防団設置条例の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

1点だけですけれども、今読み上げられました第11条の服務規律についてなんですけれども、設置条例全面改正ということなんですけれども、これは従来に定められていた服務規律の内容から変わったものはありますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

すみません、表現が若干変わっている部分がございますけれども、基本的には改正前の前条例の部分の第11条の第1項が第12条、第2項が第13条ということですのでずっといきまして、第6項

が第17条ということで取りまとめをここで、サービスの規律ということで一本にまとめさせていただいております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

内容について、サービス規律の中で幾つかちょっと確認したいこともあるのですが、従来のサービス規律といいますか、そういう内容と大きく変わっていないということであれば、改めて機会を見つけて伺いたいと思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第15号 佐々町消防団設置条例の全部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第18 議案第16号 行政手続における押印の廃止のための関係条例の整備に関する  
条例制定の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第18、議案第16号 行政手続における押印の廃止のための関係条例の整備に関する条例制定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第16号 朗読）

中身につきましては、総務理事兼総務課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

それでは、行政手続における押印の廃止のための関係条例の整備に関する条例の説明をさせていただきます。

まず、資料のほうでお願いいたします。

押印の見直しについてということで目的のほうを記載させております。経緯としましては、新型コロナウイルス感染症防止の対応が求められる中、国において行政手続における書面の規制、押印、対面規制の抜本的見直しが進められております。それをもって総務省から示された押印廃止のマニュアルがございますので、それをマニュアルを参考に全国的に押印の見直しが行われているという状況でございます。

押印の部分でございますが、4ページ、最後のページになります。

総務省が出されている地方公共団体における押印見直しのマニュアルということで、ここで押印の部分が示されております。アンダーラインのところを読ませていただきます。

本人確認や文書作成の真意（申請意思）の確認を押印や署名で担保してきましたが、押印による推定（文書の真正性民事訴訟法第228条）は限定的であるという見解が示されています。本人確認がなされている場合は、三文判が自由に手に入る世の中において、あまり意味をなさないとも言われています。認印や、印鑑照合を行わない登記・登録印による押印の効果は限定的であるという前提に立って本当に本人確認が必要であるか改めて検討し、必要な場合は、代替方法を検討することが重要でということ、代替方法としましては、その申請書類に記載される、添付される添付書類、いわゆる免許証の写しとか所得証明とか、また手続の流れの中で確認できる、例えば実績報告が出てくると、どちらにしても補助申請にしても実績報告が出てくるとか、あと電子申請でいえばマイナポータルを、いわゆるマイナンバーカードがないと入れない部分から手続がなされるとか、あとは電子申請とか電子認証とかございますので、そういう部分で担保される部分はいいんじゃないかということで、最終的に、また資料の1ページに戻りますけれども、本町における見直しの状況としましては、手続総数が900件、うち廃止可能ということで678件、75.3%の手続で押印廃止が可能ではないかということで判断しております。

例規の改正ということで、改正が必要な条例、規則等は下のほうに書いてございますけれども、改正が必要な条例ということで、職員のサービスの宣誓に関する条例、固定資産評価審査委員会条例、佐々町奨学資金貸付条例、佐々町普通河川等管理条例、佐々町火入れに関する条例の5本が今回提案させていただく分でございます。

それでは、議案書のほうに戻っていただいて、1ページを開けていただいて、朗読します。行政手続における押印の廃止のための関係条例の整備に関する条例。

第1条、職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年佐々町条例第20号）の一部を次のように改正する。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加え



るということで、第1条が、職員のサービスの宣誓に関する条例の部分の宣誓書の印を抜いたもの  
でございます。

2ページにいきます。

第2条、固定資産評価審査委員会条例（昭和26年佐々町条例第23号）の一部を次のように改  
正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）  
に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在す  
る場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存  
在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場  
合には、当該改正後部分を加えるということで、これも押印の見直しの一環として、各条文を  
改正させていただいております。署名押印が記載しなければならないというような形で整理を  
させていただいております。

5ページをお願いいたします。

第3条、佐々町奨学資金貸付条例（昭和31年佐々町条例第5号）の一部を次のように改正す  
る。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。こちらにつきましては、朗読を割愛させていただ  
きます。

6ページをお願いいたします。

こちらで本人申請の部分の印をなくしております。7ページです。自署の場合は押印不要と  
いうことで記載させていただいております。

8ページにいきまして、第4条、佐々町普通河川等管理条例（昭和40年佐々町条例第16号）  
の一部を次のように改正する。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。朗読については割愛させていただきます。

9ページ、様式のほうの印鑑を削除しております。

あと同じように、10ページ、11ページ、12ページ、13ページ、14ページ、15ページ、こちら  
のほうの印の部分の削除させていただいております。それと様式の中で、佐々町長殿という部  
分を佐々町長様のほうに変えさせていただいております。

16ページになります。

第5条、佐々町火入れに関する条例（昭和59年佐々町条例第13号）の一部を次のように改正  
する。

条項等の改正等と、表、様式及び別表の改正、削除又は追加の朗読は割愛させていただきます。

こちら、委員会のほうで指摘いただきました第14条の異常乾燥注意報、これは昭和63年4月  
1日に異常乾燥注意報が乾燥注意報に改められておりますので、ここの部分を訂正させてい  
ただいております。あわせて様式のほうの佐々町長殿を様に、印鑑を削除という形で整理させて  
いただいております。

附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

条例ですから議会の議決ということで出されているんですが、あと160本ほど整備しなくち

やいかんと委員会で聞いたんですけども、整備状況が、これは施行が4月になれば4月までに整備しなくちゃいかんものですから、どの程度整備なさっておるのか聞いておきたいということと、あとは実際、先ほど総務理事も代替方法などでいいということで、免許証の写しとか国民健康保険証、いろいろおっしゃったんですけども、ちょっと心配になってくるのが、それぞれその課に行ったりして出した場合、免許証とかそれが漏れたりしたら困るものですから、そこら辺の管理はどうなさろうと考えておられるのかです。

この課ではこれ出した、あの課ではほかって、運用ルールを検討するって前の委員会で言われたものですから、そこら辺の考えがまとまっておれば、160件の整備せんばとと、その運転免許証、保険証がその課にいつてぼろって漏れていかんのじゃないかと私たちは思っておるものですから、そこら辺の管理のほうはどう考えておられるのか。面識があればもう知った人は以前はよかったものですから、職員の方が責任持って面識ありで全部通していただいた時期もあったものですから、それがだめといえ、本人確認ができればいいわけですから、私たちも行ってから知りませんって窓口で前言われたものですから、町長さんも言われたっておっしゃっておったですけども、役場の窓口ですよ。ですから面識ありでもなかとかなと思ってお心配しておったものですから、あえて質問します。

議 長（淡田 邦夫 君）  
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

まず1点目の規則、告示、訓令、その他の手続の整理の部分でございますが、現在、各課のほうに担当のほうに投げておまして、最終的には各課のほうで課長まで決裁取っていただいて、最終的な決裁はうちのほうで取りまとめて進めるということで今整理をさせていただいているところでございます。ただ今回の条例の部分とは違って、要綱等で定められている様式の中で印が必要という部分を整理しているということで御理解いただければと思います。

あともう一点、先ほど代替方法ということで御説明いたしましたけど、今ある、出されている書類の中で、例えば、所得証明とか保育所だったら勤務者の証明とかが、勤めていますよというような証明が必要だと思えます。そういう部分で御本人って確認できますので、それは押印を廃止しましょうというような考え方でございますので、今後新たに出る手続等については今後整理をさせていただくという御回答でございましたので、よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

そうしたら施行日までには、その規則とかあれは整うという認識でいいわけですね。

議 長（淡田 邦夫 君）  
ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第16号 行政手続における押印の廃止のための関係条例の整備に関する条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

（15時06分 休憩）

（15時16分 再開）

— 日程第19 議案第17号 佐々町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19、議案第17号 佐々町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第17号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、まず添付しております資料のほうを御覧いただきたいと思います。まず1ページをお願いいたします。

これにつきましては、条例の解説ということで、点線の中で囲んでおるのが解説でございます。第1条につきましては、この制定の趣旨ということで規定をしておるものでございます。

2つ目の黒ポツでございますけれども、従来からこのかぎ括弧の中にあります、翌年度以降にわたり、電気とガス、水、電気通信または不動産を借りる契約、これについては、債務負担行為の議決を得ることなく長期継続契約が締結することが認められておりました。これが地方自治法の第234条の3の部分でございます。

平成16年にこの地方自治法と地方自治法の施行令の一部改正がありまして、この長期継続契約の対象にかぎ括弧の中でございますけれども、翌年度にわたり物品を借り入れ、または役務

の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの、これが長期継続契約ということで認められるようになりました。これが地方自治法施行令の第167の17の分でございます。

これを受けまして、本町におきましても平成16年からかなりの年数がたっておりますけれども、本町におきましてもこの長期継続契約を締結することができる条例を制定したいということで今回提案をするものでございます。

続いて2ページをお願いいたします。2ページ、第2条でございますけれども、ここは、長期継続契約を締結することができる契約の種類を規定したものでございます。この第2条では、次に掲げる契約のうち規則又は地方公営企業法で規定する企業管理規程、本町で申しますと、水道事業及び下水道事業の規程でございます。それで定めるものとするということにしております。

第2条の第1号、これにつきましては、事務用機械器具でありますとか、車両、その他のリースの契約の部分でございます。これについては現在まで債務負担行為を計上していたものでございます。

第2号については、この第1号のリースの部分の保守業務の委託の契約、第3号につきましては、施設の維持管理及び保守に関する契約というところでございます。この第2号、第3号については現在単年度契約をしているものでございます。解説の中でございますけれども、第1号のところでは、具体的には複写機、印刷機、ファックス複合機、公用車などのリース契約が対象となるということでございます。

第3号、下のほうにありますけれども、第3号のところには、具体的には庁舎機械警備業務委託でありますとか、消防設備法定点検業務委託料などが対象となるというものでございます。

続いて、3ページ、第3条、ここでは契約期間を規定しているものでございます。長期継続契約の期間は5年以内とするというところでございますけれども、ただし、その償却資産の耐用年数、もしくはその耐用年数に基づいて一定の年数を加え、または減じた年数によることが一般的なものについてはその年数というところで契約期間を規定をしておるものでございます。これについては例えば、普通乗用車、これにつきましては、耐用年数が6年となっておりますけれども、通常本町7年で契約、7年の公用車のリースをしております。6年に1年の年数を加えて7年という契約期間で現在は行っているところでございます。

続いて4ページをお願いいたします。4ページは、この条例施行を施行していくための規則の部分でございます。第2条に具体的な名称を掲げさせていただいております。この点線の中で囲ったものが現在、現時点で想定しているものでございます。第2条の第1号は、複写機その他の事務機器ということで、リース料、第2号が公用車のリース料、第3号が防犯カメラのリース、第4号が電算関係のシステムのリース料、続いて5ページが第5号の医療用機器ということで、AEDのリース料を現時点では想定をしております。

第2条の第2項ということで、ここは、条例の第2条の第3号に規定する契約ということで、保守点検と機械警備というところで、保守点検では消防設備、電気工作物やエレベーターの点検業務委託料を想定をしておるところでございます。

続いて、6ページをお願いいたします。先ほど条例の中にも出ておりました企業管理規程で定めるものというところで、現在、佐々町水道事業及び下水道事業会計規程の中に長期継続契約を締結することができる契約ということで、新たにこの第108条、これを新たに設けさせていただくこととしております。基本的には先ほどの規則の内容と変わりませんけれども、次の最終の8ページをお願いいたします。

8ページ、点線で囲っているところが現在想定をしているところでございますけれども、第1号、2号、3号については、(1)から(3)までの部分については、現状ありませんけれど

も、今後想定されるものと。(4)のところでございますけれども、水道事業で特殊なものとして、検針で使うハンディターミナル関係機器のリース料を想定しております。それからこの第108条の第2項の第3号(3)のところでございますけど、水道量水器の検針業務委託料、これについても、長期継続契約を想定しております。

それでは、議案の第17号の本文のほうをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

佐々町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例。第1条については、趣旨を規定しておるものでございます。

第2条、これにつきましては、長期継続契約を締結することができる契約の種類を規定したものでございまして、第1号として、事務用機械器具、車両その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約期間を締結することが一般的であると認められる契約、これがいわゆるリース契約の部分でございます。

第2号として、前号に掲げる物品の保守業務の委託に関する契約。第3号として、施設の維持管理及び保守に関する契約で翌年度以降にわたり経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要があると認められる契約ということで、先ほど申しました消防設備でありますとか、機械警備でありますとか、電気工作物、そういうふうな契約のものでございます。

第3条、契約期間。これにつきましては、長期継続契約の期間は先ほど申しました5年以内とすると。ただし、その耐用年数に応じて年数を加えたり減じたりするものについては、その年数ということにしております。

最後の2ページをお願いいたします。第4条は、この長期継続契約について必要な事項は規則等で定めるというところで、先ほど申しました条例施行規則と水道事業、下水道事業の会計規程というところで定めるということにしております。

附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

これから質疑を行います。

9番。

9 番(須藤 敏規 君)

債務負担行為を起こさずに、今からこれでやっていくということは、もう債務負担行為は起こさないということになるのかどうかを一つ確認しておきたいと思います。規則のほうで実際に予算書の中と見比べてみたいんですけども、当初予算にはこれはまず載っているということで認識しとっていいんですね。まだ、当初予算では、これは載っているということですね。債務負担行為関係では、その2点目です。

それとあと、いろんなのが想定されるわけですが。役務の提供といえは、ごみの収集業務を委託しておるとか、いろんなのが出てくるけど、これを広げていったら全てが長期継続契約になって、議会のチェック機能が働きにくくなるような気は、一方ではするものですから、限定的に規則の中ではどれとどれというのをきちっと整備していただきたいと思います。

それから、水道課のほうに今後云々とおっしゃった部分があったんですけども、ハンディターミナル関係機器リース料、これはもう規程であるということは、していくということになるわけですか。規程ですから、執行サイドで全部追加すれば何でもできていくもんですから、もしそういうことがあれば、議会のほうにもやっぱり説明していただかんと、何でも何でも長期継続契約にして、何でも何でも業務委託しているのが、なるような気がするもんですから、そこら辺のところはどうなのかなと思って、予算書でいきますとどういう、役務費とか、需用費

とか、いろいろあるんですけど、どの分野が該当するのかなと今想定できんもんですから、当初予算のときちょっとチェックせんばと思っておるもんですから、それだけちょっと参考にどの節が該当するのかわせてください。

2、3点ありましたが、お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

まず、1点目の債務負担行為は起こさないようになっていくのかというところでございますけれども、これから新規の部分については、債務負担行為は計上しなくなるようになります。それから、当初予算で載っているのかというところでございますけれども、この条例を提案すると同時に、この当初予算では、その新規のリース等に関しては、当初予算では債務負担行為は計上はしておりません。

それから、役務の提供というところでございますけれども、先ほど資料のほうでありました条例施行規則のところでございますけれども、まず、リースの部分については、第1号から第5号、複写機その他の事務機器から医療機器までをこの規則で定めようとしておるものでございます。

それから、業務委託でございますけれども、これは、資料の5ページの（1）と（2）、保守点検と機械警備、これについては、長期継続契約を定めようと、長期継続契約でしていこうと考えております。それから、水道事業の方で、ハンディターミナルの関係機器リース料でございますけれども、これは現在ハンディターミナル関係機器を使用しておりますけれども、これについても、新たに長期継続契約ということで対応をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

金額的によくわからんとですけど、例えばサーバー関係、機器リースが幾らかちゅうとも議会のほうには全てわからないということになってくるか、チェックができないのか、長期継続契約しますから、それどうなっていくのか。例えば、汚水のポンプ所、あれも管理委託をなさっていますですね。浄水場も包括的委託かどうかまだはっきり勉強しとらんもんですからわからんとですけど、そこら辺も議会には上がってこらんで、長期継続契約で行くのか、議会としてはいつそれが状況が把握できるのかちゅうのがちょっと一応心配するもんですから、そこが1点と、ようわからんです。まあ勉強会の折でも聞こうと思うんですけど。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

今、御質問がありました、例えばポンプ場管理のようなものについては、これは長期継続契約条例でいく契約ではなくて、従前どおり予算で債務負担行為を上げさせていただいて承認を得ていくというもので整理をしております。

それから、先ほどありましたどのような節かという、款項目の節のところでございますけれども、13節、使用料及び賃借料、ここでリース料関係が出てくるものについては、ここに適合するものであれば長期継続契約でいきたいというふうに考えております。あとは12節の委託料、この中で、この資料の5ページであります保守点検業務の点検業務委託料でありますとか、各施設の機械警備の業務委託料、ここが長期継続契約の対象ということにするようにしております。具体的には、予算の勉強会の折に、この長期継続契約の対象業務について、一覧表でまとめさせていただいて、資料として配付をさせていただければと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

この長期継続契約について、組立てのことなんですけども、基本は、1件ずつ単年度ごとに契約をするというのが原則だと。ただし、長期契約のほうになじむと、そういったものについては、例外的にこれを認めるというような組立てではないかと思うんです。そうすると、最後のところに、条例で定めるもののほか、長期継続契約について必要な事項は規則等で定められているから、この資料にある中身がその規則で定められて拡大されたり、縮小されたりということが自由にできるということになるのかと。言い方の問題として適切じゃないかもしれない。要するに、その歯どめはあるのかということについてはいかがなんでしょうか。その歯どめになるようなものというのは何があるんでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

この規則で定めるということになりますので、ここが自由にあれもこれも追加ということは考えておりません。あくまでも財政の予算査定時において、聞き取りの中でヒアリングの中で、これは長期継続契約の対象ですというところで今回の当初予算でもヒアリングのときに聞き取りをしております。その中で、今後各課からこれもということがあれば、そこは、これになじむのかというところで査定の中で条例の規定をしていくかというところは協議をしていければと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

内部的な統制という意味ではわかりました。ただ、議会との関係でいうと、議会としてそういった問題についてチェックができるかという、規則については、内部で決められるということになるので、議会としてはそこについてはチェックが入らなくなるということなんでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

先ほども9番議員さんのほうにもありましたとおり、予算の勉強会の中で、これが長期継続契約の対象ですというところで、資料として提出をさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

勉強会のときにやるということについて、勉強会のときにそれを必ず出しますということについては、議会で確認をしておく必要があるのではないだろうか。要するに、この審議を踏まえてこの条例改正ということになるので、そこまで含めて確認を取る必要があるのではないかと思います。取扱いについては議長、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

私は、今、執行が言っておりますけれども、そのとおりでいいんじゃないかということ思っております。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

要するに、議会として、別に執行がやられるということに対して信頼しないわけでもないし、規則が定められるということですから、その規則についても当然議会に報告いただくし、そしてこういったことについては、こういう規則になっておりますよということについて公表していただいて、その上で、やはり予算の際にこれは長期契約になりますというものの例えばリストなり、一覧なりというのを一緒に出していただくというようなことをぜひお願いしたいなというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
わかりました。ほかに。  
6番。

6 番（阿部 豊 君）

何点か、制度として金額上限というのがあるのかというポイント、1点。

それと、執行における発注方式はいかに、2点目。

繰り返しになりますけども、先ほどの議論と。債務負担でチェックしていたものが今度長期継続契約になる、わかるんですけど、議会として、我々、これが長期継続契約かっちゃう、予算書でわかるのか、先ほどの議論なんですけど、資料もらわないとわからないという状況になるのか、そこを確認したい。

議 長（淡田 邦夫 君）  
3点ですね。金額、発注。  
企画財政課長。



**企画財政課長（藤永 大治 君）**

まず1点目、制度として金額の上限はというところでございますけれども、この資料にあります4ページ、5ページの部分でございますけれども、金額に上限は設けておりません。例えばサーバー関係機器リース料等は高額になる可能性はあるとは思いますが、当初予算の本予算でその部分は説明があろうかと思えます。金額に上限は設けてはおりません。

それから、2点目の発注方法につきましては、これについては、例えば5年契約というところが出てこようかと思えますけれども、これについては、基本的には入札に応じて発注をしていくというところを現時点では考えております。

それから、予算書でわかるのかというところでございますけれども、予算書で（長期）というような表現の方法は現在考えておりません。予算勉強会のときの資料の配付ということで現在対応したいというふうに考えております。

以上です。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

6番。

**6 番（阿部 豊 君）**

業務がスムーズにやりやすいようにされるのは構わないですよ。チェックしたかったのが、いわゆる長期継続契約にしたほうが優位性があるんですよという部分と、経費節減につながるんだというような、そういった利点の部分と、それと競争性が担保されるのかという部分について確認をした次第ですので、そういったところが当初長期継続のスタートのときに、議会としては、しっかりチェックしておかなければいけないんだなというふうに説明を聞いてわかりましたので、そのところは、予算の説明等々においてわかるようにしていただければ非常にありがたいと。意見です。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

ほかにありませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第17号 佐々町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第20 議案第18号 佐々町財政状況の公表に関する条例制定の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第20、議案第18号 佐々町財政状況の公表に関する条例制定の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第18号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、議案に添付しております資料のほうをまずお願いしたいと思います。資料につきましては、左側に今回制定条例、右側に現行条例、廃止する条例をわかりやすいように比較ということで掲載しております。

まず、条例のタイトルでございますけれども、財政白書の作製及び公表に関する条例ということで、現在、その財政白書という表現は使っておりませんので、こちらは佐々町財政状況の公表に関する条例ということで、この条例の題名も改めさせていただきたいというふうに考えております。

第1条については、その財政白書から財政状況というもので改めるものでございます。

第2条につきましては、公表の時期というところで、現在、5月1日と11月1日と必要があるときは臨時にという条例になっておりますけれども、今回制定する条例は、5月1日、6月1日、12月1日というふうにするものでございます。

第3条については、公表の内容というところで、現在5月1日に公表する分は、前年度の10月1日から3月31日の下半期と当初予算の掲載しておりますけれども、制定条例のほうでは、5月1日にまず当初予算、それから、6月1日に前年度の財政状況というところで、どうしても3月31日までの執行状況を4月の頭に広報紙の原稿で入稿するには、期間的に相当無理がきているというところで、6月1日に公表をしたいというふうに考えております。

それから、裏面の2ページをお願いいたします。現行11月1日にその年度の上半期の財政状況を公表しておりますけれども、これも同様に、9月30日までの執行状況を10月の頭に原稿として作成するのは無理がきておりますので、これも12月1日に上半期の財政状況を掲載すると。それからあわせて前年度の決算の状況を掲載するというふうに改めをさせていただきたいというふうに考えております。

それから第4条、これは、今回現行の条例は白書の回覧でありますとか、白書普及会、昭和23年当時にはこういうものがあつたかとは思いますが、現在そういうものはございませんので、町の広報紙とホームページに掲載するというところでございます。

それでは、議案の本文のほうをお願いしたいと思います。

佐々町財政状況の公表に関する条例。この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定による財政状況（以下「財政状況」という。）の公表に関し、必要な事項を

定めるものとするというのが趣旨でございます。

公表の時期につきましては、先ほど申しました5月1日、6月1日、12月1日に行うというものを規定しております。

第3条の公表の内容については、5月1日が当初予算の状況、6月1日については、前年度の下半期の財政状況を掲載をするというものでございます。

それから、めくっていただいて裏面の2ページをお願いします。2ページ、第3項が12月1日に公表する財政状況がその年度の上半期の財政状況とあわせて前年度の決算の状況というところで整理をさせていただいております。

第4条が町の公表の方法でございますけど、広報紙とホームページで掲載をするというものでございます。

附則。施行期日、この条例は、公布の日から施行する。

財政白書の作製及び公表に関する条例の廃止ということで、財政白書の作製及び公表に関する条例（昭和23年佐々町条例第8号）は、廃止するというところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第18号 佐々町財政状況の公表に関する条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第21 議案第19号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第21、議案第19号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第19号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願いいたします。

す。

議長（淡田 邦夫 君）  
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それでは、今回の附属機関の設置についてでございますけれども、議案に添付しておりますA3版の資料を御覧いただければというふうに思います。

まず、この左上にありますように、今、提案理由で町長が述べられましたように、高齢者、障がい者、子ども、権利擁護、生活困窮、引きこもりなどなど、様々な個別ケースの解決に向けて各町内会の方とも一体となって事業を進めてまいっております。こういった個別ケースが高齢者だけではない8050といった高齢者と引きこもりというような課題もあり、複合化しているというふうな実態が現状としてあるということがまずございます。こうした課題の解決に向けて進めていく上でも、御承知のとおり障害者計画であるとか、障害者福祉計画であるとか、高齢者福祉計画やまた介護保険計画や子ども子育て計画とあって、それぞれ分野ごとにそれぞれの計画があり、右上のほうに示しておりますけれども、こういった計画があるところでございます。このような実態として複合的な課題と私たちが実際行政が事業を進めていく上での方向性を示す計画書を一体的な形で進めていけるような協議体を整備するというのが今回の御提案をさせていただいている趣旨でございます。資料の右下にありますように、それぞれの計画には計画年度がございまして、その計画年度がそろそろ令和6年度へ向けて、福祉総合計画といった形での整理をしていきたいというふうに考えているところでございます。特に、高齢者を対象とした地域包括支援センターが平成18年度にスタートをして、高齢者の課題を対応をしてきております。

また、御存じのとおり、令和2年4月には、子育て世代、包括支援センターもスタートし、また国では、障がい者にも包括ケアとか、いわゆる、にも包括といいますか、そういった形でこれから進めていきたいと思いますというのが国の全体的な動きになっているところでございます。既に組織の見直しに係る課の設置の条例の一部改正の中でも御議論いただきましたように、以上のようなことから、多様化、複合化する多世代の解決へ向けた取り組みとして、相談機能を充実していく、そういった多世代包括の支援センターとして組織の見直しを行い、あわせて町の福祉の総合計画を整備する上での協議体として、地域共生推進協議会を設置するというものでございます。

それでは、すみません。議案書めくっていただきまして1ページになります。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例。

附属機関の設置に関する条例（昭和51年佐々町条例第6号）の一部を次のように改正する。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

ページとしましては4ページのほうめくっていただきまして、中ほどになります。佐々町地域共生推進協議会というのをここに設けているところでございます。

附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

間もなく4時になりますけれども、きょう予定の全ての案件が終了するまで続けさせていただきます。

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第19号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第22 議案第20号 佐々町特定個人情報保護条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第22、議案第20号 佐々町特定個人情報保護条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第20号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今、提案理由にありますように、今回の条例改正につきましては、議案書に添付しております資料のちょっと下段のほうになりますけれども、3、改正内容というところがございませぬけれども、この改正内容のところ、第13条第1項第2号ハのところは改正前、改正後ということでこのように表現が変わるということになります。

それでは、めくっていただきまして1ページということになります。

佐々町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例。

佐々町特定個人情報保護条例（平成27年佐々町条例第26号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

すみません、めくっていただきまして、2ページになります。先ほど添付の資料で御説明させていただきましたように、改正前、改正後、ここに書いてあるような形で引用条文が変わるということになります。

附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第20号 佐々町特定個人情報保護条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第23 議案第21号 佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第23、議案第21号 佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第21号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それでは、お手元に、議案書に添付しております資料を御覧いただければと思いますけれども、今、説明いただいたように、提案理由のとおりでございます。今回の法律等の改正は、昨年の8月に公布をされたものでございまして、その今回の改正手続がここに書いてあるようにでございますけれども、遅延し、今回の提案となったことにつきまして、まず大変申しわけございません。深くお詫び申し上げたいというふうに思います。

今回の改正ということになりますけれども、お手元に議案添付しております資料の3、改正内容のところの④というのがございます。第53条の電磁的記録等というのが、新たに設けられたということでございます。

これまで、全くこういった電磁的記録等の話がなかったわけではなく、第5条の第2項の中で、利用申込者から申出があった場合に、利用申込者の承諾を得て、電磁的記録等により提供できるというふうな表現があったわけですが、今回の改正によりまして、第53条の第1項において、条例の規定で書面等により行うこととされていた、そういった規定されているものについて、電磁的記録等により行うことができるというふうに整理がされたものでございます。

そのほか、電磁的記録に係る規定は、もともと第5条の第2項から第6項に明記をされていたんですけれども、新たに追加となる第53条の第2項から第5項に移行するふうな形になっておりまして、この第53条の第6項というのが、読替規定という形で整理がなされているところでございます。

なお、今回の改正で対象となりますのは、町内の私立保育園、認定こども園3つありますけれども、私立保育園、認定こども園の3園ということになりまして、実態としましては、電磁的記録を活用して、書面等の整理がなされているところではございますけれども、現状では、令和3年度分は書面、文書での保存による対応がなされておりますので、実態としては、私どもの事務の不手際で遅延したわけですが、影響としては回避できたというところでございます。

今後、こういった法改正に伴う漏れがないように進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、議案書を1枚めくっていただきまして、ページ、1ページになります。

佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年佐々町条例第27号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

まず、この1ページのところですけれども、先ほどから申し上げてますように改正前の第5条の第2項から第6項は、先ほどから説明してますように、第53条の第1項から第5項のほうに移っているということになります。

それからちょっとページ飛びますけれども、4ページから5ページにかけて、改正後のところの第42条がございまして、ページ数下のほうに移ります。第4項の第1号と第2号が

新たに出てきておりますけれども、これにつきましては、連携施設確保の適用除外項目が規定されたことによるものでございます。

それから、国の基準に合わせた形での改正を行ったところが、ページ1枚戻りまして3ページになりますけれども、3ページのところの改正後のところですけども、第8条のところ、2行目に必要に応じてというところにアンダーラインを引かせていただいておりますけれども、国の基準にあって、本町の条例にありませんでしたので、追加をさせていただきました。

それから4ページのところで、下から4行目のところになりますけれども、第42条の第1項のところですけども、アンダーラインが入っているただし書のその次になりますけれども、離島その他の地域であってというところが、うちの条例には漏れておりましたので、そこを追加をさせていただきました。

それから、その下のところですけども、もともとの改正前は、市町村が認める地域というふうになっておりましたけれども、これにつきましては、町が認めるものということで、国の基準に合わせて整理をさせていただいたところでございます。

それから第42条の第1項第3号のところ、及び第4項第1号というのが、ちょうど5ページのところの4行目、5行目のところにありますけれども、それを追加をさせていただいたところでございます。

それから、第5項、5ページの一番下の行のところになりますけれども、第2号に係る部分に限るというのも漏れておりましたので、追加をさせていただきました。

それから6ページのところの第5項につきまして、連携協力を行う者とこれまでなっておりましたけれども、それを連携協力を行う施設というふうに改めているところでございます。

それから、7ページのところの第52条の第3項のところ、これはよく見ないと分かりにくいんですけども、括弧書きが入る場所が異なっておりましたので、国の基準に合わせて括弧書きが入る場所を、今回改正をさせずらしたということになります。

以上のような形で、先ほど申しますように、この7ページのこの第53条の電磁的記録のところ、新たに追加というような形になっているところでございます。

最後のページになりますけれども、11ページになります。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

議案第21号 佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）



異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第24 議案第22号 佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第24、議案第22号 佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第22号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すみません、今回の改正につきましても、先ほどの第21号議案同様に、省令の改正が今年の3月に公布されたもので、今回の改正手続というふうになって、遅延したことにつきまして、まず深くおわびを申し上げたいと思います。

それでは説明ですけれども、まずこの家庭的保育事業についてでございますけれども、保育者の居宅、その他の場所で行われる異なった年齢の方を保育するというふうなことです。基本的に本町では対象となる事業所というのが存在しないということを、まずもって御説明をさせていただければというふうに思います。

それでは議案書をめくっていただきまして、1ページになります。

佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐々町条例第28号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

めくっていただきまして、2ページのところから少し説明をさせていただければと思いますけれども、2ページのところの第7条のところの保育所等との連携につきましては、これまで家庭的保育事業者が保育の提供後、満3歳以上の児童に必要な教育、保育の継続的な提供が行われるように、保育所等との適切な連携を図りなさいというふうに求められておりました。居宅等でみていたときに、3歳になって保育所に行くとかっていうところが、しっかり連携できるようにしてくださいということだったんですけども、そこが新たに第4項のところ、3ページのほうに移りますけども、第4項のところ、町長が教育、保育が提供されるよう、必要な措

置を講じているとき、またそれと第5項で、入所定員が20名以上の事業者にあつては、適切に確保する、そういったことが追加されて、連携施設の確保が困難な小さな規模の、小規模な家庭的保育事業者に対応する緩和措置というふうな形で、第4項、第5項が設けられたというところでございます。

それから、ちょっととびますけれども、10ページを御覧いただければと思います。

10ページのところの第38条、下のほうになりますけれども、居宅訪問型保育事業というのがございます。これが必要と判断される規定として、居宅訪問型保育事業者において、保護者の疾病、疲労、身体上、精神上など、環境上の理由により、家庭において、療育が困難な場合というのが、今回追加をされているところでございます。

13ページを見ていただければと思うんですけど、第46条になります。連携施設に関する特例ということでございます。これにつきましては、保育所型事業所内保育事業者で、満3歳以上の児童について、当該施設で保育が可能である場合については、連携施設の確保は不要ですよというふうなことが規定されたというところでございます。

それから15ページのところの第50条です。こちらでも電磁的記録でということで、デジタル化に伴うものもございまして、新たに設けられているところでございます。

最後に1ページのほうに戻っていただきまして、今回、改正を遅延して、大変申し訳ないと思っているんですけども、遅延してこの事務整備をしていく中で、国の基準と照らし合わせている中で、今回のこの条例についても、第2条の定義が漏れているということになりまして、今回定義第2条というところで、それぞれの項目について、整理を1ページから2ページにわたりますけれども、整理をさせていただいたところでございます。こういった整理をする中で、結果として全体の訂正箇所が、アンダーラインが随分入っているのは、条文のずれがあるというところでございます。

それから、先ほどの第21号議案にあつたんですけども、例えば2ページのところの第7条のところの一番下の行にあります。離島その他の地域であつてという表現がありますけれども、これがもともと抜けていたということ。

また、3ページのところの町が認めるものということで、これまでは町が認める地域というふうになっていましたけれども、それを国の基準に照らして、町が認めるものというふうに変更をさせていただいたところでございます。

それから、同じ3ページのところの中ほど下、第2項の最後の行になりますけれども、とすること、ということを追加をさせていただいておりますけれども、解釈が変わってくるものですから、国の基準に合わせて、とすることということを、追加をする形で改正をしたところでございます。

議案の説明については、大体以上のようなことでございますけれども、すみません、第21号議案もそうでしたけど、第22号議案についても、令和3年の国の改正に伴うものの改正ということで、遅延したことは本当に申し訳なく思っているところでございます。今後はそういったことがないように対応させていただければというふうに思います。

最後になります。19ページになります。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

町内に事業所もないということなんで、なかなかイメージが湧きにくいのですけれども、家庭的保育事業という、事業の内容というのは、簡単にイメージできるような御説明いただけるとありがたいと思うんですけれども、いわゆる保育ママとか、そういったものを指すのか。であれば、いわゆる今のコロナ禍の下で、子どもさんが濃厚接触者になって、自宅待機を求められてという人たちを預かったり、そういったことが、現実には可能となるんだらうかっていうようなことを教えたりするわけですから、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

町内に事例がないもんですから、細かくは理解しておりませんが、今、議員御指摘の保育ママというのは、制度としては御指摘のとおりだというふうに思います。

ただ、通常の一般的な認可の保育園に通っているお子さんが、保護者の方の、今回のコロナの関係で預かる場所がなくなったのでということが可能かどうかは、しっかりと調べて、予算の勉強会のときにでも対応させていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第22号 佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日日程が全て終了いたしました。

長時間にわたり本当にお疲れさまでした。

本日は、これで散会します。

（16時21分 散会）